

津市総合計画基本構想試案（第1次案）

平成19年8月

津市

目 次

第1部 序章

第1章 総合計画策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨 1
- 2 計画の性格 1
- 3 計画の構成と期間
 - (1) 基本構想 1
 - (2) 基本計画 2

第2章 計画策定の背景

- 1 本市の概況 3
- 2 本市の特性
 - (1) 豊かな自然環境と広大な市域 3
 - (2) 多様な歴史・文化資源 3
 - (3) 都市機能が集積する県都 3
 - (4) 多様な産業の集積 4
 - (5) 高齢化が急速に進展した地域を内包 4
 - (6) 中部圏と近畿圏の結節点 4
- 3 時代の潮流
 - (1) 環境問題の深刻化 5
 - (2) 少子高齢化と人口減少の進展 5
 - (3) 地方分権の進展 5
 - (4) 市民意識の変化 5
 - (5) 国際化・大交流の時代 6
 - (6) ユビキタスネット社会への対応 6
- 4 人口・世帯の現状と今後のすう勢
 - (1) 人口の現状と今後のすう勢 6
 - (2) 世帯数の現状と今後のすう勢 7
- 5 市民の意識
 - (1) 住民意識調査の概要 7
 - (2) 調査の結果について 8
- 6 本市の主要課題
 - (1) 多様性に富んだ地域資源の活用による魅力づくり 10
 - (2) 安全・安心対策の強化 11
 - (3) 人口減少地域における地域力の維持、強化 11
 - (4) 都市基盤整備の推進 11
 - (5) 多様な産業資源の有効活用 11
 - (6) 産業基盤の強化 12
 - (7) 公共施設の有効利用と再編 12
 - (8) 行財政改革の積極的な推進 12

第2部 基本構想

第1章 津市の将来像

- 1 基本理念 14
- 2 将来像 15
- 3 想定人口 16

第2章	まちづくりの目標	
1	美しい環境と共生するまちづくり	17
2	安全で安心して暮らせるまちづくり	17
3	豊かな文化と心を育むまちづくり	17
4	活力のあるまちづくり	18
5	参加と協働のまちづくり	18
第3章	土地利用構想	
1	土地利用の基本方針	19
2	ゾーン別の土地利用方針	21
3	まちづくり骨格の形成方向	23
第4章	まちづくりの施策体系	
1	美しい環境と共生するまちづくり	
(1)	循環型社会の形成	27
(2)	次世代に残す自然環境の保全	27
(3)	快適な生活空間の形成	28
(4)	生活基盤の整備	28
2	安全で安心して暮らせるまちづくり	
(1)	安全なまちづくりの推進	29
(2)	生涯を通じての健康づくりの推進	30
(3)	地域福祉社会の形成	30
3	豊かな文化と心を育むまちづくり	
(1)	生きる力を育む教育の推進	31
(2)	高等教育機関との連携・充実	32
(3)	生涯学習スポーツ社会の形成	32
(4)	文化の振興	33
(5)	人権尊重社会の形成	34
4	活力のあるまちづくり	
(1)	自立的な地域経済の振興	34
(2)	交流機能の向上	35
(3)	観光の振興	36
5	参加と協働のまちづくり	
(1)	市民活動の促進	37
(2)	市民との協働の推進	37
第5章	重点プログラムの編成とその展開方向【検討中】	
1	重点プログラムの編成	40
2	エリアの設定	41
3	重点プログラムの展開方向	
(1)	まちづくり戦略プログラム	42
(2)	元気づくりプログラム	43
(3)	地域かがやきプログラム	44
第6章	構想を推進するために	
1	行財政改革の推進による健全財政の確保	45
2	行政経営システムの構築	46
3	電子自治体の推進	46
	(用語説明)	47

第1部 序章

第1章 総合計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本市は、津市、久居市、河芸町、芸濃町、美里村、安濃町、香良洲町、一志町、白山町、美杉村の10市町村が平成18年1月1日に合併し、新「津市」として誕生しました。

わが国は、少子高齢社会の進行や人口減少社会の到来、これに伴う財政の深刻化、さらには地方分権の進展など、大きな変革の時代を迎えています。このような社会経済情勢のもと、本市では、市民の期待に応えられる自治能力の高い自立したまちとして、さらには魅力ある県都として持続的に成長することが求められており、これらが合併の背景ともなっています。

このため、合併後、初めて策定する本計画は、旧市町村がこれまで取り組んできたまちづくりの成果を継承・活用しながら、津地区合併協議会において策定された「新市まちづくり計画」を発展させ、めざすべき本市の将来像とこれを実現するまちづくりの方向性や施策体系を明らかにし、今後の市政運営の基本とするために策定するものです。

2 計画の性格

本計画は、行政としてめざすべきまちづくりの目標とその実現のために取り組む施策体系を明らかにする本市の最上位の計画として位置づけられるものです。

また、今後の公共サービスの担い手は、行政だけではなく、市民、事業者などの参画が求められるようになっており、本計画は、こうした多様な主体と情報を共有しつつ参加と協働のまちづくりを推進するものです。

さらに、限られた財源の中で、本市が有するまちづくりの様々な資源を積極的に活かした効率的な行政経営を推進するための指針とするとともに、計画を達成するための重点投資の方向性を明確にします。

3 計画の構成と期間

(1) 基本構想

まちづくりの基本的な理念や枠組みを示すものとして、本市のめざすべき将来像やまちづくりの目標、土地利用の方針とこれに基づくまちづくり骨格の形成方向を明らかにします。また、まちづくりのための施策体系と重点プログラムを示します。

なお、本構想は、大きな社会情勢などの変化があった場合は、改定することができるものとします。

- ・ 計画期間：10年（平成20年度から平成29年度まで）

(2) 基本計画

基本構想における施策体系に基づき、施策の目標と具体的な事業展開の方向を定めます。

計画期間は、前期及び後期それぞれ5年とし、前期計画は基本構想に併せて策定し、後期計画はその後の情勢変化を踏まえて策定します。

なお、事業の進ちょくや国及び三重県における制度の変更などに応じて弾力的な運用が図れるように、各基本計画の中間年度（策定から3年目）で見直しを行い、短期計画としての活用を図ります。

- ・ 計画期間：前期及び後期それぞれ5年

（前期計画：平成20年度から平成24年度まで、後期計画：平成25年度から平成29年度まで）

第2章 計画策定の背景

1 本市の概況

本市は、北に鈴鹿市、亀山市と、西は伊賀市、名張市、奈良県御杖村、曾爾村と、南は松阪市と接し、東は伊勢湾に臨み、三重県の中央部を横断して位置しており、面積は約710km²で、県域面積の5,776km²の約12%を占めています。

本市の地勢は、山間地帯、丘陵地帯及び平野部の3地帯に分けることができます。西境沿いの山間地帯は、標高700m～1,000mの山々が連なる布引山地と一志山地からなります。布引山地、一志山地の山ろくは、東に向かって高度を減じつつ、標高30m～50mの丘陵地、丘陵地縁辺の台地、伊勢平野の一部を形成する海岸平野へと階段状に広がり、布引山地、一志山地を源とする安濃川、雲出川が伊勢湾に、また、市域の西端に流れる名張川が木津川、淀川を經由して大阪湾に注いでいます。

2 本市の特性

(1) 豊かな自然環境と広大な市域

本市は、三重県の市町で最も広大な面積を有し、また、白砂青松の面影が残る海岸、緑あふれる田園と里山、山林、湖、溪流など、多様で豊かな自然環境に恵まれています。

こうした豊かな自然環境の中で、伊勢の海県立自然公園、室生赤目青山国定公園、赤目一志峡県立自然公園などが位置しており、多くの観光客が訪れる魅力的な自然レクリエーション地域が形成されています。

(2) 多様な歴史・文化資源

本市は、江戸時代はその多くが藤堂藩（津藩、久居藩）に属し、城下町として、また、古くは海上交易の港町としてにぎわいを見せていました。さらに、伊勢街道や初瀬街道、伊賀街道、奈良街道、伊勢本街道、伊勢別街道の6つの街道が通じ、東西の文化が接し、全国から情報が集まる地域となっていました。

そのため、貴重な史跡や文化財など地域固有の歴史・文化が守り継がれ、それが今でも地域の生活の中に息づいています。

(3) 都市機能が集積する県都

本市は、県庁所在地として、国、三重県の行政機関が多数立地するほか、企業の本社、支店、営業所が多数開設され、県内の経済活動の拠点となっています。

また、高等教育機関として、国立大学法人三重大学、三重県立看護大学、津市立三重短期大学、高田短期大学が立地しているほか、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構野菜茶業研究所をはじめとする国立、県立の専門的な医療機関や研

究機関が設置されています。

さらに、三重県総合文化センター、三重県立博物館、三重県立美術館などの県内の文化交流拠点となる文化施設が立地しているなど、都市機能が集積した恵まれた地域といえます。

(4) 多様な産業の集積

本市は、都市機能の集積を背景に、サービス業、小売商業、金融などの事業所が集積しているほか、多くの観光レクリエーション資源を有することから観光関連産業もみられるなど、第3次産業の比重が高い産業構造となっています。

また、恵まれた自然を活かして、第1次産業も盛んであり、米、野菜、果樹、茶、スギ等の優良木材などの特産品が産み出されているとともに、伊勢湾では魚貝類をはじめとする水産業も盛んです。

第2次産業も、各地域で工業団地の開発が進められ、電子部品・デバイス、輸送機械器具、食料品等の出荷額が多いなど、第1次産業から第3次産業まで、多様な産業が集積するとともに、東京等に本社がある大手企業の製造拠点工場も数多くあります。しかしながら、市内に本社を置く企業や研究開発機能を持つ企業の立地が少ないなど、構造的な問題も見られます。

(5) 高齢化が急速に進展した地域を内包

本市の人口は、この10年間では微増となっており、人口減少社会を迎えたといわれる中で多少の人口増加を維持しています。

しかし、年少人口の減少、老年人口の増加傾向が続いており、老年人口率は22.0%（平成17年国勢調査）と三重県平均（21.5%）を上回っています。特に、美杉地域の老年人口率が高く44.2%にも達しています。また、芸濃地域、美里地域、白山地域も30%近くまで上昇しているなど、市内には、高齢化が急速に進展した地域がみられます。

(6) 中部圏と近畿圏の結節点

本市は、三重県の中央に位置し、県内の北勢、伊賀、南勢、志摩、奥伊勢、東紀州などを結ぶ交通ネットワークの拠点となっています。

また、中部圏と近畿圏との結節点に位置し、両圏域に容易にアクセスが可能な交通条件を有しています。

さらに、中部国際空港との海上アクセスを通じて国内・国外の諸都市と結ばれるなど、広域交流拠点として全国及び世界からの玄関口となる可能性を有しています。

3 時代の潮流

(1) 環境問題の深刻化

今日の環境問題は、地球温暖化や省エネルギーの問題から、地域での自然環境の保全や公害の防止、廃棄物の削減など、様々な課題を抱えており、その解決のためには、国、地方自治体、事業者、住民などすべての主体による行動が求められています。

本市においても、市、事業者、市民等が協力して省エネルギー・省資源への取り組み、ごみの減量化・資源化への取り組みなど、資源循環型社会の形成をめざすとともに、恵まれた豊かな自然環境との共生に取り組むことが必要です。

(2) 少子高齢化と人口減少の進展

わが国は、世界でも例を見ないスピードで高齢社会を迎えようとしており、高齢者の増加に対応した保健・医療・福祉対策、就業機会の確保、生きがいつくりの充実などが求められています。

さらに、少子化による人口減少傾向が加わり、地域経済やコミュニティの活力を維持することが難しくなり、これまでの右肩上がりの経済成長を前提としたまちづくりからの発想の転換が迫られています。

本市においても、急速に高齢化が進展した地域がみられるようになり、今後、人口も減少傾向に転じることが予想されます。そのため、地域の住民全体で、子育てや高齢者の活動などを支えあう地域社会の再構築が必要となっています。

(3) 地方分権の進展

地方自治体には、地方分権の進展により、様々な権限が移譲されてきていますが、道州制の導入の議論など将来における地方自治のあり方を展望すると、各自治体には、より一層自立性・独自性の高い効率的な行政経営が求められています。

本市においても、市民が行政と情報を共有することなどにより、市民の自主的な活動を支援するとともに、各地域の中で団体・グループ相互の連携を深めながら、地域の自治力を高め、市民と行政との協働による自立した地域運営の仕組みを構築する必要があります。

(4) 市民意識の変化

少子高齢化の進展により、地域の中での支え合う関係づくりが大切になっています。また、自己実現や地域社会の課題解決のために、ボランティア活動やNPO活動に参加する人が増加しています。今後は、こうした人々の自主的な活動が社会の中で大きな役割を果たすことが予想されます。

本市においても、市民の自主的な活動を促進するために、市民活動を担う人材の育成や市民同士のネットワークが形成されやすい環境づくりを進め、自主的な活動を促進し、市民が主体となって支え合う地域社会を実現する必要があります。

(5) 国際化・大交流の時代

人・物・資本・情報・文化が地球的規模で活発に行き交い、企業だけではなく、地域・個人のレベルにおいても国際的な交流はますます広がっています。

本市においても、中部国際空港との海上アクセスを通じて、海外との交流が促進されやすい環境が整いつつあります。今後は、この機能を活用して地域の活力を高めるために、国際的な人材の育成と交流機能の充実を進めるとともに、増加を続ける外国籍市民にも暮らしやすい多文化共生社会の形成に向けた取組が必要となっています。

(6) ユビキタスネット社会への対応

インターネットやマルチメディア等のICT（情報通信技術）の急速な発展は、産業経済の構造変化を加速させているだけではなく、企業、地域並びに家庭での日常的なコミュニケーションの形を変えつつあり、国もユビキタスネット社会の実現をめざし、ICT利活用の高度化を戦略的に推進しています。

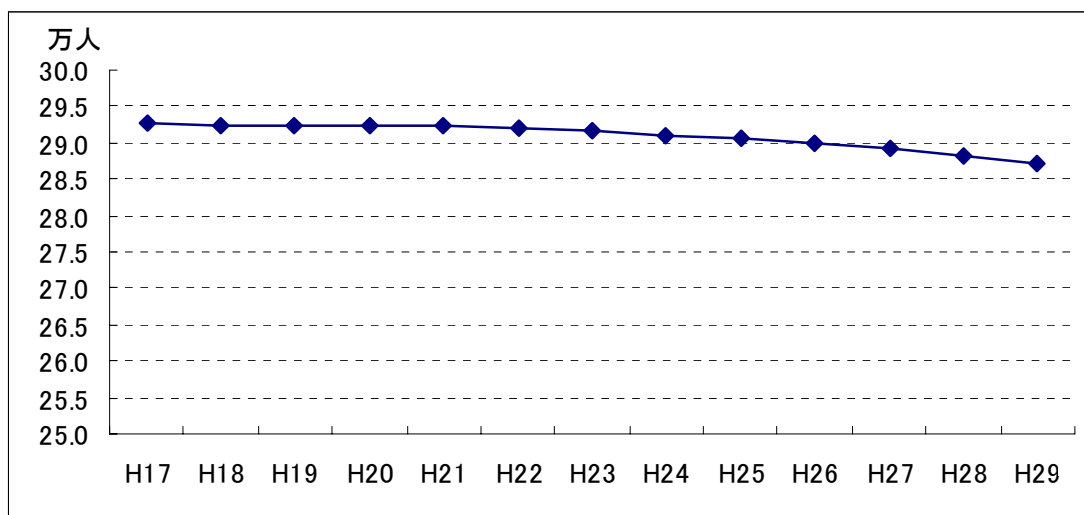
本市においても、広大な市域となったことを考慮すると、市民サービスの向上を図る手段としてICTの利活用を積極的に進めるとともに、市内の誰もが活用できるように情報通信基盤の整備を進める必要があります。同時に、ネット社会の問題も深刻になりつつあり、ネットワークのセキュリティ確保やプライバシー保護などの対応も不可欠となっています。

4 人口・世帯の現状と今後のすう勢

(1) 人口の現状と今後のすう勢

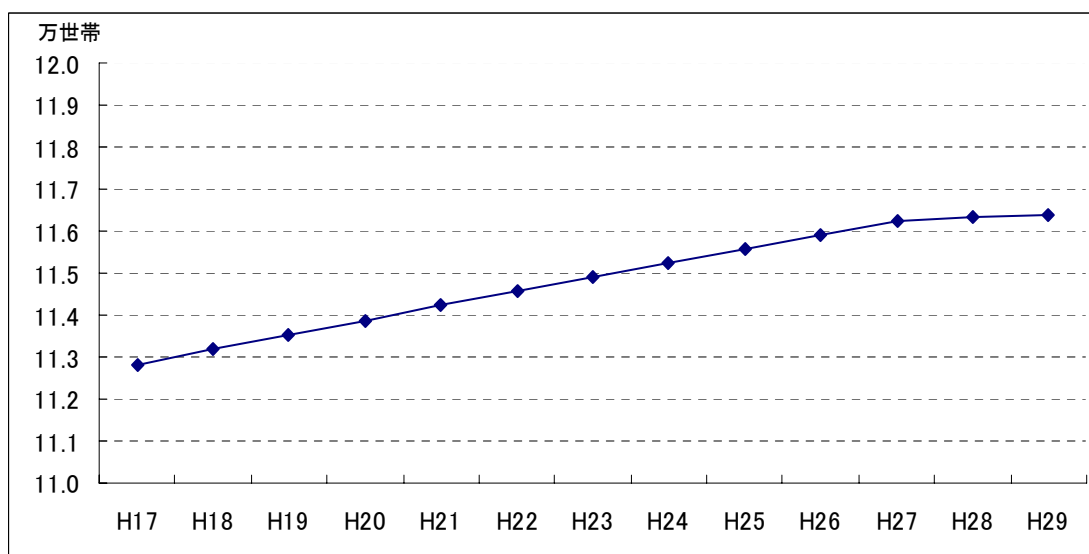
本市の人口は、年々増加し続け、平成17年には29万2千人（平成17年住民基本台帳人口と外国人登録者の合計）となりました。しかしながら、今後は、減少に転じ、平成29年には28万7千人程度となることが見込まれます。

また、少子高齢化が進んでおり、平成17年国勢調査時点で65歳以上の老年人口率は22.0%、15歳未満の年少人口率は13.8%となっていますが、平成29年には、老年人口率は28%程度に増加し、年少人口率が12%程度に減少する見込みです。



(2) 世帯数の現状と今後のすう勢

本市の世帯数は、これまで増え続けており、平成17年には11万2千世帯となりましたが、人口減少に伴い、長期的には次第に減少していくと見込まれます。ただし、核家族化の進展などにより、目標年次の平成29年においては、増加傾向を維持し、11万6千世帯程度となる見込みです。



5 市民の意識

(1) 住民意識調査の概要

本計画の策定にあたり、基礎資料とすることを目的として、平成17年9月に「新市総合計画策定準備のための住民意識調査」を実施しました。

ア 調査対象 「津市」居住の15歳以上の男女 7,000人

イ 抽出方法 住民基本台帳により新「津市」を14地区に分類し、各地区500名を無作為抽出（旧町村は各1地区、人口の多い旧津市は4地区、久居は2地区

に区分)

ウ 回答率 42.8%

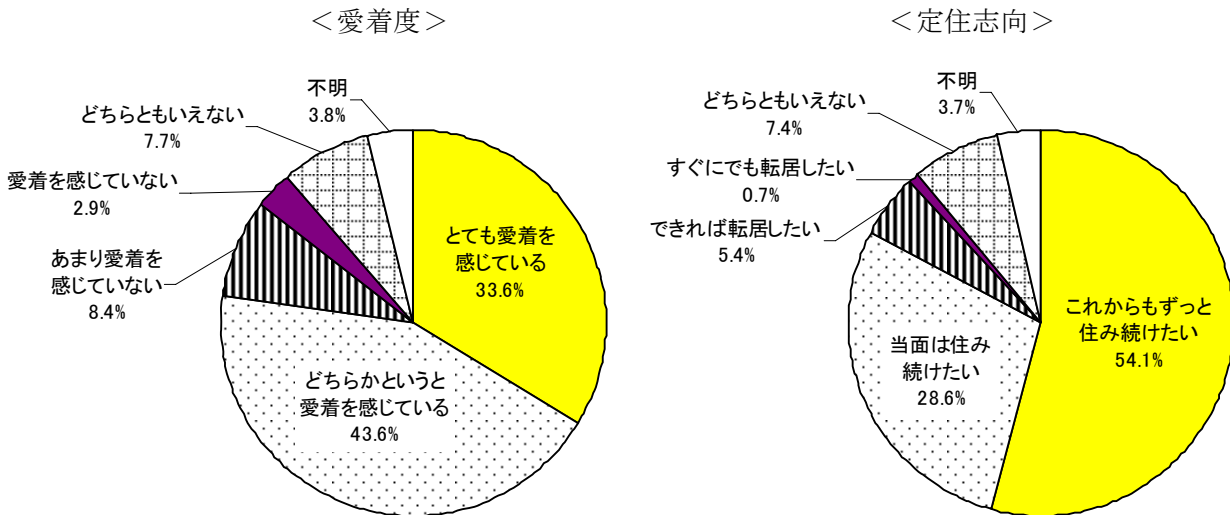
(2) 調査の結果について

「新市総合計画策定準備のための住民意識調査」によると、市民意識は、次のような特色がみられます。

ア 定住志向が強い

「地域への愛着を感じている」、「住み続けたい」という意識を持つ市民は、ともに約8割を占めており、市民の定住志向が強い傾向にあります。

この定住志向は、年齢が高くなるほど強くなっているものの、市内の地域間の差はなく、市民全体の共通した意識と考えられます。



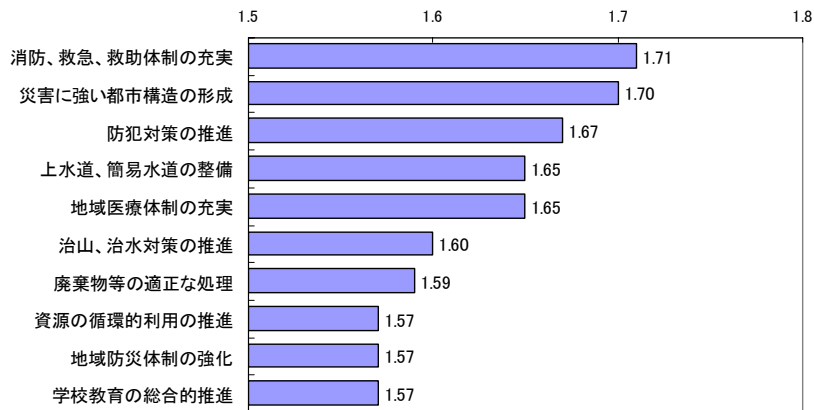
イ 安全・安心に関する施策への関心が高い

施策の重要度評価では、「消防、救急、救助体制の充実」、「災害に強い都市構造の形成」、「防犯対策の推進」、「上水道、簡易水道の整備」、「地域医療体制の充実」、「治山、治水対策の推進」といった施策の重要度が上位に位置しており、安全、安心に関する施策の関心が高くなっています。

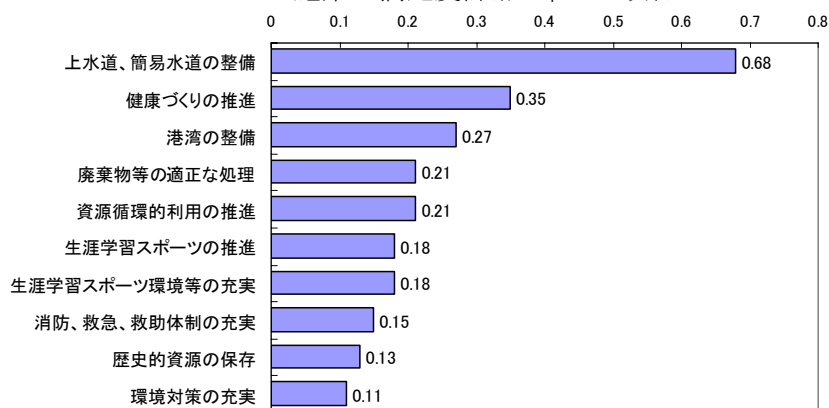
一方「上水道、簡易水道の整備」、「廃棄物等の適正な処理」、「資源循環的利用の推進」などの生活環境も含む環境に関する施策の満足度は高くなっています。

今後の施策の重要度としては、「高齢者福祉の充実」や「医療体制の充実」、「道路網の整備」、「下水道・排水処理施設の整備」などが上位に位置し、福祉、医療、基盤整備などに対する施策に期待する市民が多くなっています。

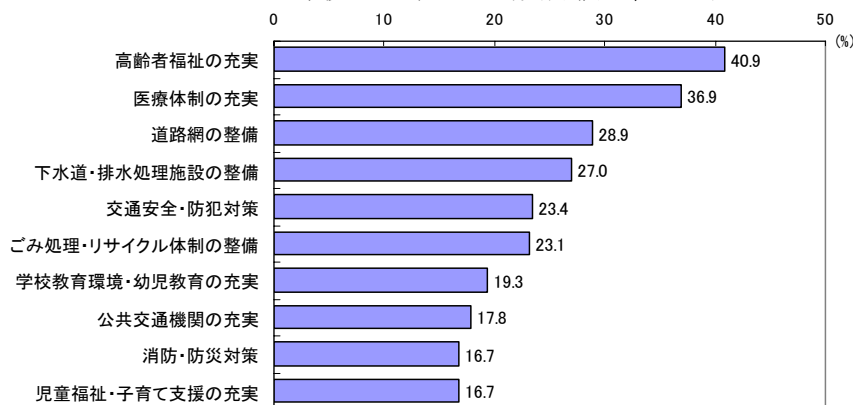
<施策の重要度評点上位10項目>



<施策の満足度評点上位10項目>



<今後の施策の重要度評価上位10項目>

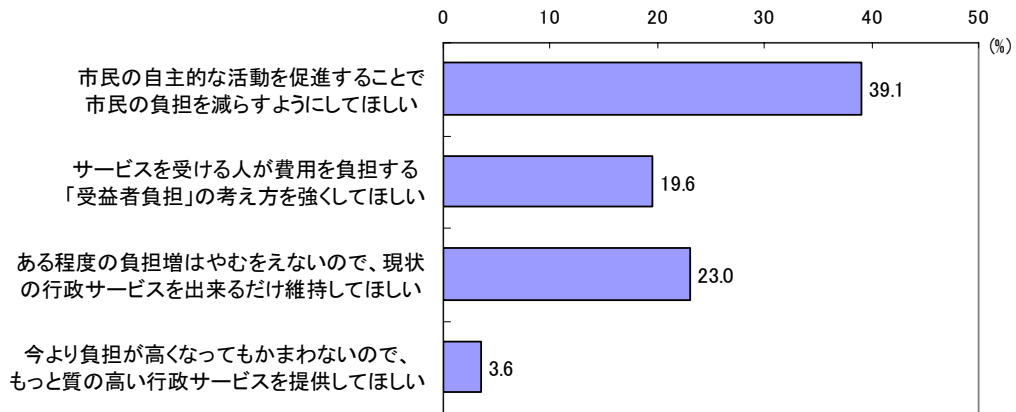


ウ 市民の自主的な活動への期待度が高い

「市民の自主的な活動を促進することで、市民の負担を減らすようにしてほしい」が約4割を占め、受益者負担や市民の負担増もやむを得ないという考え方の市民の割合を上回っています。

行政サービスの維持・改善を図るためには、市民の自主的な活動への期待度が高くなっています。

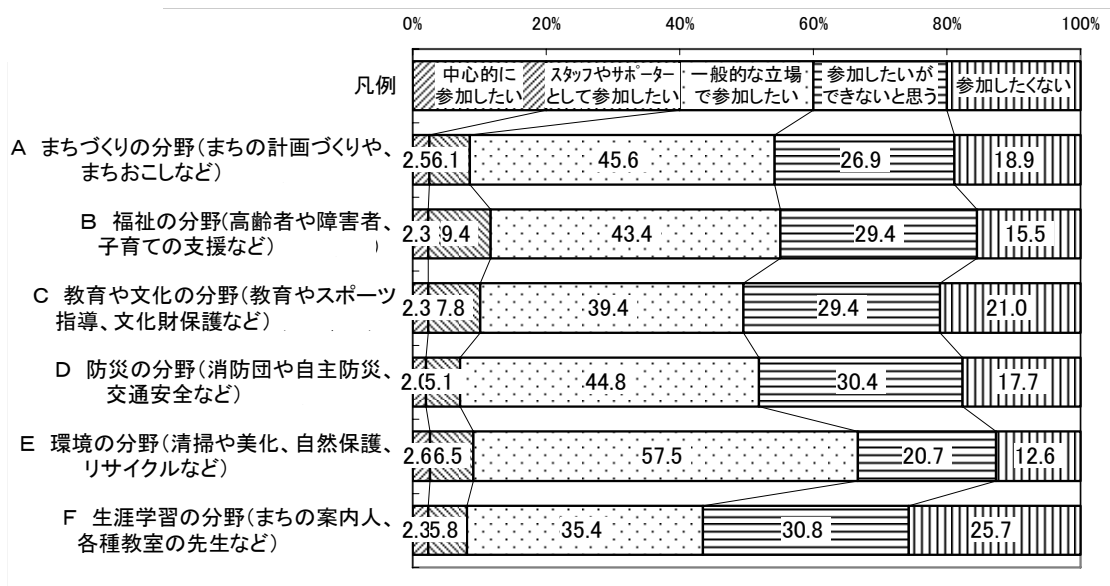
＜今後の津市の行政サービスの在り方＞



エ 地域活動への参加意向が高い

環境の分野を中心に、地域活動には半数以上の市民が参加意向を持っており、地域活動に参加する可能性のある市民は潜在的には多いと考えられます。そのために、多くの市民が参加できる仕組みづくりが重要になっています。

＜今後の地域活動への参加意向＞



6 本市の主要課題

(1) 多様性に富んだ地域資源の活用による魅力づくり

本市は、海から山にかけての多様な自然資源に恵まれているうえに、国定公園、県立自然公園に指定されるなど、質的にも優れた自然環境が残されています。また、これらの自然資源を活かしたレクリエーション施設を始め、温泉などの観光資源や歴史街道などの歴史・文化資源を有しています。

こうした多様性に富んだ地域資源を有効に活用して地域の魅力を磨き上げ、本市全体の魅力づくりにつなげる必要があります。

(2) 安全・安心対策の強化

住民意識調査における施策の重要度評価では、「消防、救急、救助体制の充実」、「災害に強い都市構造の形成」、「防犯対策の推進」などが重要度の高い施策の上位となっています。

また、今後の津市の行政サービスとして、特に重要な項目としては、「高齢者福祉の充実」、「医療体制の充実」などが挙げられています。

頻発する集中豪雨、発生が予想されている東海、東南海・南海地震、また犯罪の増加などの社会的な不安要素が高まっており、防災・防犯対策が重要な課題となっています。

また、高齢者世帯の増加は、将来の生活不安を高める要因となっており、この不安を解消するために、高齢者福祉及び医療体制の充実が求められています。

(3) 人口減少地域における地域力の維持、強化

市内の地域別人口動態をみると、老年人口率は美杉地域の44.2%を筆頭に、芸濃地域、美里地域、白山地域では約30%と高い割合となっており、この4地域では、長年、自然減少が続き、人口減少傾向が加速しています。また、人口減少により、2千人前後の人口規模の小さい学区が増えています。

こうした傾向は、今後の人口減少社会への移行に伴い、さらに強まることが予想され、コミュニティの維持が難しくなる地域が発生すると考えられます。そのため、地域における主体的な活動の支援や交流の促進など、地域力を維持、強化する方策の充実が必要となります。

(4) 都市基盤整備の推進

公共下水道普及率、市道改良率は類似都市の中で低い水準にあり、基盤整備が遅れている面があります。また、住民意識調査結果では、今後の本市の行政サービスの中で特に重要な項目として「道路網の整備」「下水道・排水処理施設の整備」が挙げられています。

このように、良好な生活環境の確保や活発な都市活動の促進を図るためにも、整備が遅れている施設を中心とした都市基盤整備の推進を図る必要があります。

(5) 多様な産業資源の有効活用

本市の産業構造は、第3次産業の比重が高いものの、いずれの産業も一定の集積

があります。こうした特性を活用した産業振興を図るために、農業、工業、商業、観光など産業間の相互の連携による商品開発や域内流通の促進、産業観光や関連サービス業の振興など図るとともに、地域ブランドを確立して地域産業の付加価値を高めるなど、持続性の高い産業発展をめざす必要があります。

(6) 産業基盤の強化

財政基盤となる産業は、様々な業種にわたる一定の企業が集積しているものの、地域経済を牽引する産業が少なく、研究開発機能を持つ企業も少ないなど、産業の力強さに欠ける面があります。

また、住民意識調査でも、「雇用機会の創出」が重点改善項目（満足度が低く、重要度が高い）に挙げられており、産業基盤の強化が課題となっています。

本市には、大学等の高等教育機関が集積しており、好調な経済発展が続く名古屋圏の影響を受けることができる地域にあります。こうした環境を活用して、大学・研究機関との連携による既存産業の高度化、研究開発型の産業集積、新規産業の育成などを図り、将来にわたって本市の活力を高めていくために必要な産業基盤を強化する必要があります。

(7) 公共施設の有効利用と再編

本市の公共施設は、三重県の主要都市や、県外の人口規模等が類似する他都市と比べても、その数は多く、また、県庁所在地として、三重県の各種施設が集中立地していることもあり、施設の整備水準は量的には高い水準にあります。

このように充実した施設を有効活用するためには、市民団体・グループの活動を促進するとともに、指定管理者制度など民間活力を利用した効果的な管理運営に取り組む必要があります。

一方で、利用頻度が乏しく、老朽化が進む施設もあります。施設の維持管理は継続的に大きな費用が発生することから、施設の有効利用と合わせて、効率的な利用が見込めない施設の統廃合を進める必要があります。

(8) 行財政改革の積極的な推進

国と地方の長期債務残高は年々増加し、地方交付税等の動向も地方自治体にとっては厳しさを増すと予想されるなど、地方財政を取り巻く環境はますます厳しい状況になると予想されます。

合併後の本市は、約710 km²の広大な面積の中で、都市部から急速に高齢化が進展した山間部まで、課題の異なる地域を抱えていることから、行政需要も複雑、多様化しています。

こうした厳しい財政状況のもとで、地方分権時代に即して自立したまちづくりを推進するためには、地域性に配慮しながら、市民との協働の推進や効率的な行政経営を実現する観点に立った積極的な行財政改革の推進が不可欠です。

第2部 基本構想

第1章 津市の将来像

1 基本理念

少子高齢社会の到来など、私たちは今、時代の大きな変革に直面しています。

先例のない新しい道を探し求めていかなければならない時代にあって、まちづくりに最も大切なことは、地域の良さを認め、育て、活かし、これをより良い暮らしづくりに役立てていくとともに、力を合わせて未来の可能性を切り開き、活力のある地域社会を共に築いていくところにあります。

また、本市が10市町村の合併によって誕生したことを考慮すると、市民生活が抱える課題も地域によって異なっています。

このため、まちづくりにあたっては、地域の個性・特性を認め合うことと、合併に伴う一体感をつくること、この2つの要素をうまく組み合わせながら、市民生活のレベルアップを図っていく必要があります。

本市は、県都としての都市機能の集積と、豊かな自然と身近にふれあえる空間の余裕、広がりを持っています。青く美しい海があり、緑豊かな山があります。市街地もあれば田園もあります。さらに、様々な文化や歴史、風土があります。それぞれが個性や魅力を持っており、本市の「住みやすさ」を構成する大切な要素となっています。

また、人と人との社会的なつながりを大切にしていくことは、安心できる暮らしづくりにとって、また、人口減少社会における交流の拡大や活力の創造、さらには地域力の維持、向上にとつての基礎となります。

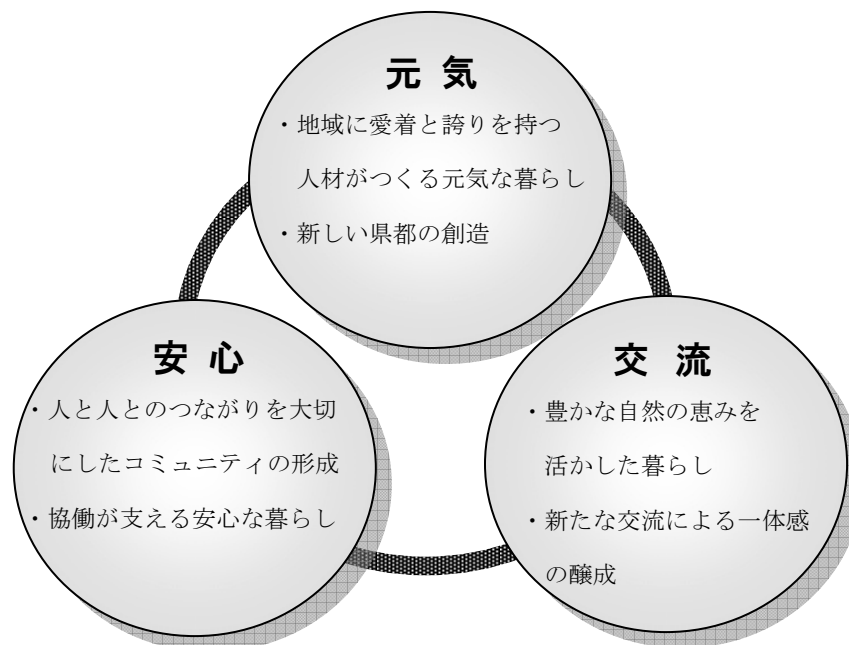
さらに、人と人との社会的なつながりを広げていく観点から、協働と連携のまちづくりを進めていくことで、地域の個性・特性を引き出し、その良さを互いに高めあいながら、一体感ある津市を築いていくことができます。

つまり、「住みやすさ」と「人と人とのつながり」を大切にしつつ、新しい時代に対応したまちづくりの仕組みを整え、誰もが安心して暮らせる舞台づくりを進めるとともに、一体感を高める交流のまちづくりを通じて、新しい県都の姿を創造していく必要があります。

新しい県都づくり、それは都市機能の集積や多様な地域の個性・特性を活かして、生き生きとしたライフスタイルを実現し、新たな活力を自立的に創出していくことであり、また、三重県との連携、さらには県内外の都市との連携などにリーダーシップを発揮しながら、県勢の発展と地方の確かな自立を先導する元気なまちを創造することにあります。

そこで、本計画では、次の3つを基本理念として掲げ、まちづくりの展開にあたって常に配慮していくことで、新しい県都づくりを進めていきます。

図 基本理念



■安心

人と人とのつながりを大切にしながら、地域の問題解決に取り組む自立したコミュニティが形成され、このコミュニティを中心に、暮らしの安心が協働によって支えられているまちをめざします。

■交流

豊かな自然の恵みを活かした暮らしが営まれるとともに、都市と農村との連携や広域的な連携、さらには多文化共生など、新たな交流を育むことで、多様性を尊重した一体感のあるまちをめざします。

■元気

地域に愛着と誇りを持つ人材が育まれ、こうした人材の活躍によって築かれる元気な暮らしを土台に、新しい県都を創造する取組が行われることを通じて、新たな活力や津らしさのある豊かな文化を創造するまちをめざします。

2 将来像

本市がめざすべき将来像については、基本理念を踏まえて、本市の特性である「住みやすさ」に磨きをかけていくことで、美しい環境のもと、安心できる暮らしの舞

台を整えるとともに、その上で演じられる市民の様々な活動によって、多様な交流を育み、心豊かで元気な県都を創造していく姿を理想とし、本市の将来像として

「環境と共生し、心豊かで元気あふれる美しい県都」

と定めます。

3 想定人口

わが国では人口減少社会を迎え、本市の人口すう勢としても、平成29年には28万7千人程度まで減少することが見込まれます。その一方で、本市を取り巻く社会経済情勢を展望すると、新たな国土軸の形成など、今後における国土形成の動きに対応しつつ、本市の成長可能性を追求することが望まれています。

まちづくりには、人口減少社会への備えと同時に、県都としての成長に対する柔軟な対応が求められています。

このため、目標年次である平成29年度の想定人口については、まちづくりのための適正な人口規模として、28万人から30万人と幅を持たせて設定します。

まちづくりにあたっては、将来の人口減少時代において、過大にならない範囲で本市の成長可能性を積極的に引き出すことにより、定住を促進し、人口減少社会の影響を最小限にとどめるとともに、交流人口100万人の新たな創出とこれに伴う消費拡大などを通じて、人口30万人規模の活力創造をめざします。

第2章 まちづくりの目標

本市の将来像を実現するため、次の5つの目標を設定し、まちづくりを進めます。

1 美しい環境と共生するまちづくり

自然環境への負荷の増大が地球規模での課題へと進展する中、快適でゆとりある暮らしを実現していくためには、資源循環型社会の形成による環境負荷が少ない暮らしを実現していくとともに、自然環境の保全や生活環境の整備、快適な都市環境の形成などが必要となります。

本市は、広大な市域の中に豊かな自然環境と多様な都市機能を有していますが、これらの特性をそれぞれ最大限に活かしながら、美しい環境と共生するまちづくりをめざします。

2 安全で安心して暮らせるまちづくり

すべての市民が生涯を健やかに、生きがいを持って、安心して暮らすことを願っています。この願いの実現には、発生が予測される東海、東南海・南海地震や気候変動による集中豪雨などの自然災害に対する十分な備えが必要とされています。

また、日々発生する火災や増大する救急需要への対応、さらにはコミュニティの希薄化による犯罪の発生、増加する交通事故などの社会問題に対して、高まりつつある市民の不安感を解消していくことが求められています。

このため、人と人との絆、そして地域の絆を大切にしながら、災害や犯罪の心配のない、誰もが健康で安心して過ごすことのできる暮らしの場を整えるなど、安全で安心して暮らせるまちづくりをめざします。

3 豊かな文化と心を育むまちづくり

まちの魅力は、そこに住み、集う人々の様々な活動によって生み出され、これらの活動の高まりが固有の文化と新たな活力を育んでいきます。その際、地域固有の歴史と文化を育み支えてきた高い市民力は、本市のまちづくりにとってかけがえない財産です。そして、安心して快適な暮らしの舞台の上で、地域に愛着と誇りを持つ市民の手によって地域の魅力が磨き上げられていくことで、暮らしが輝くまちを形づくっていくことができます。

このため、誰もが互いを尊重し、地域の良さを認め合いながら、連携と交流を深めるとともに、生涯を通じた学習機会の充実やスポーツ振興を通じて、次代を担う人づくり、地域社会を担う元気な人づくりを進めるなど、豊かな文化と心を育むまちづくりをめざします。

4 活力のあるまちづくり

人口減少社会を迎えた中で、本市の活力を高めるためには、県都として集積された都市機能や多様性に富んだ産業構造の特性、さらには県域の中心都市、中部圏と近畿圏の結節点という地理的特性を活かし、新たな国土軸の形成など国土形成の動きや経済環境の変化にも柔軟に対応しながら、本市の成長可能性を追求していく必要があります。

このため、広域交流拠点としての特性を最大限に活かしつつ、新たな連携と交流を創出し、本市の求心力を高めていく観点から、交通ネットワークの形成とこれと連動した都市機能の整備や産業の集積を図ることなどによって、活力のあるまちづくりをめざします。

5 参加と協働のまちづくり

少子高齢社会が進展し、市民ニーズが多様化する中で、暮らしに求められる公共サービスの充実を図っていくためには、市民の知識や行動力を積極的に活かす観点から、市民と行政との役割分担のもとに、参加と協働によるまちづくりの展開とこれを支える情報共有が必要となります。

このため、公共サービスを担う市民の自主的な活動への支援などを通じて、ユニバーサルデザインの浸透や男女共同参画社会、多文化共生社会の実現に取り組むとともに、市民、事業者、大学、行政の力を結集して、それぞれの主体が役割分担しながら取り組む参加と協働のまちづくりをめざします。

第3章 土地利用構想

1 土地利用の基本方針

本市は、広大な市域面積を有し、長い汀線を持ち、海に向かって開けています。

また、海岸部から、平野、丘陵、山間部へと連なる地勢は、温暖な気候や県都としての都市機能の集積と相まって、人々が「住み、働き、学び、憩う」ために適した条件を備えているといえます。

本市における土地利用は、こうした暮らしの場としての優れた特性をさらに磨き上げるとともに、その恩恵をすべての市民が受けることができるよう、地域間の有機的な連携のもと地域の特性をさらに高めていくことを基本とします。

また、土地利用の現況等を考慮しながら、本市の将来像とまちづくりの目標を実現するために、次のような考え方のもとに土地利用を進めます。

ア 計画的な土地利用の推進

人口減少社会を迎える中、地域特性に応じた土地利用の規制、誘導を図るとともに、無秩序な市街地の拡大を抑制し、人口に見合った市街地の規模への誘導と、社会資本の維持管理コストをできる限り抑制する観点に立った効率的な土地利用の実現をめざします。

また、都市計画の見直しなどを通じて、住宅、商業、工業などの適正な機能配置をめざした計画的な土地利用を推進します。

イ 災害に強いまちづくりの推進

災害に強いまちづくりを推進するため、森林の保水力の向上、急傾斜地等の土砂災害危険箇所対策などの促進に努めるとともに、災害時の避難地や延焼の遮断帯として機能する公園等のオープンスペースの計画的な配置、避難道路や緊急輸送道路等の整備や建物、都市基盤の耐震化などの防災機能の拡充を図ります。

また、活断層等の付近や浸水等の災害発生に著しく影響を受ける区域等については、都市的な土地利用の抑制を図るなど、土地利用上の配慮に努めます。

ウ 地域特性に応じた暮らしの場の形成

中心市街地や公共交通の結節点などの都市機能が集積している市街地においては、景観に配慮しつつ、土地の高度利用や民間の集合住宅等の整備を促進するなど、都市機能を充実、強化することによって、コンパクトな市街地の整備をめざします。

また、その他の地域においても、生活の拠点としての機能の維持、強化を図り、コンパクトな生活圏の形成をめざします。

さらに、交通ネットワークの整備、充実によって、各地域間の連携、強化を図る

とともに、合併以前の行政界に捉われない一体的な土地利用を図るなど、様々な機能を利用できる利便性の高い暮らしの場の形成をめざします。

エ 成長可能性を引き出す土地利用の誘導

人口減少時代のまちづくりを基本に置きつつ、経済や国土形成の動きなどに対応した活力あるまちづくりの展開が図れるよう、将来の人口減少時代において過大にならない範囲で、本市の成長可能性を引き出すための計画的な土地利用の誘導を図ります。

特に、津インターチェンジ周辺など交通の利便性の高い地域においては、新たな連携と交流を創出する産業の集積や都市施設の配置など、中心市街地と役割分担し、互いに相乗効果を引き出すことができるような都市機能の整備に努めます。

オ 豊かな自然環境の保全・活用

環境面や景観面、さらには動植物の生態系など、多様な公益機能を持つ山林等の自然環境については、積極的に維持・保全するとともに、これらの自然と調和した土地利用を推進します。

また、グリーンツーリズムや二地域居住など、近年の高まっているニーズに対応した環境整備を進めます。

カ 良好な農村集落と魅力的な田園環境の形成

農村集落については、将来的にも快適な生活を過ごすことができるよう、良好な集落環境の整備、生活利便施設の適正な配置などに努めます。

また、食糧の生産・供給の場はもとより、環境保全機能、防災機能やレクリエーション機能などの多面的な機能を有する農地やため池については、積極的に保全するとともに、農村の美しさや良さを維持しながら、魅力的な田園環境の形成を図ります。

2 ゾーン別の土地利用方針

土地利用現況の類似性や、まちづくりとしての地域的、空間的なまとまりを考慮し、地域の特性に応じた暮らしの場を形成する観点から、市域を「都市ゾーン」、「農住ゾーン」、「自然環境共生ゾーン」の3つのゾーンに区分します。

3つのゾーンは、それぞれの土地利用の特性を活かしながら、ゾーンごとの役割に基づいて、相互に連携、補完し合うことで、本市の一体的な発展をめざします。

【都市ゾーン】

都市ゾーンは、県庁所在地として、国・県の行政機関や文化施設が数多く立地しているほか、企業の本社、支店、営業所が多数開設され、経済活動の拠点となっているとともに、国立大学法人三重大学、三重県立看護大学、津市立三重短期大学などの高等教育機関、国立大学法人三重大学附属病院、独立行政法人国立病院機構三重中央医療センターなどの医療機関が集積しています。また、国道23号、国道165号、近鉄、JRの沿線の平坦地や海岸部などに市街地が広がるとともに、波静かな海では水産業や海洋スポーツなども盛んであり、沿岸域の多様な利用も図られています。近年は、郊外部での宅地開発や伊勢自動車道のインターチェンジ周辺等において大規模小売店舗の立地や工業団地の開発が進められ、市街地が拡大する一方で、中心市街地の相対的な活力低下が懸念されています。

このゾーンでは、住宅地とのバランスを図りながら、商業・業務、工業などの産業機能の高度化及び新たな都市機能の誘導を促進するとともに、海などの自然を活かした快適な空間の形成や利便性の高い市街地の整備を進めます。

【農住ゾーン】

農住ゾーンは、主に農業を振興する地域として、農地、農村集落、山林等で構成されています。また、平坦部から丘陵部、山間部へとなだらかに変化する地形に合わせて、住宅、農村集落、農地、森林などの多様な土地利用が図られています。

このゾーンでは、無秩序な開発を抑制しながら、都市的土地利用、農業的土地利用、自然的土地利用が調和した土地利用の誘導を図るとともに、優良な農地や田園環境の保全、農業や林業の振興によって、ゆとりと潤いのある魅力的な空間の形成を進めます。

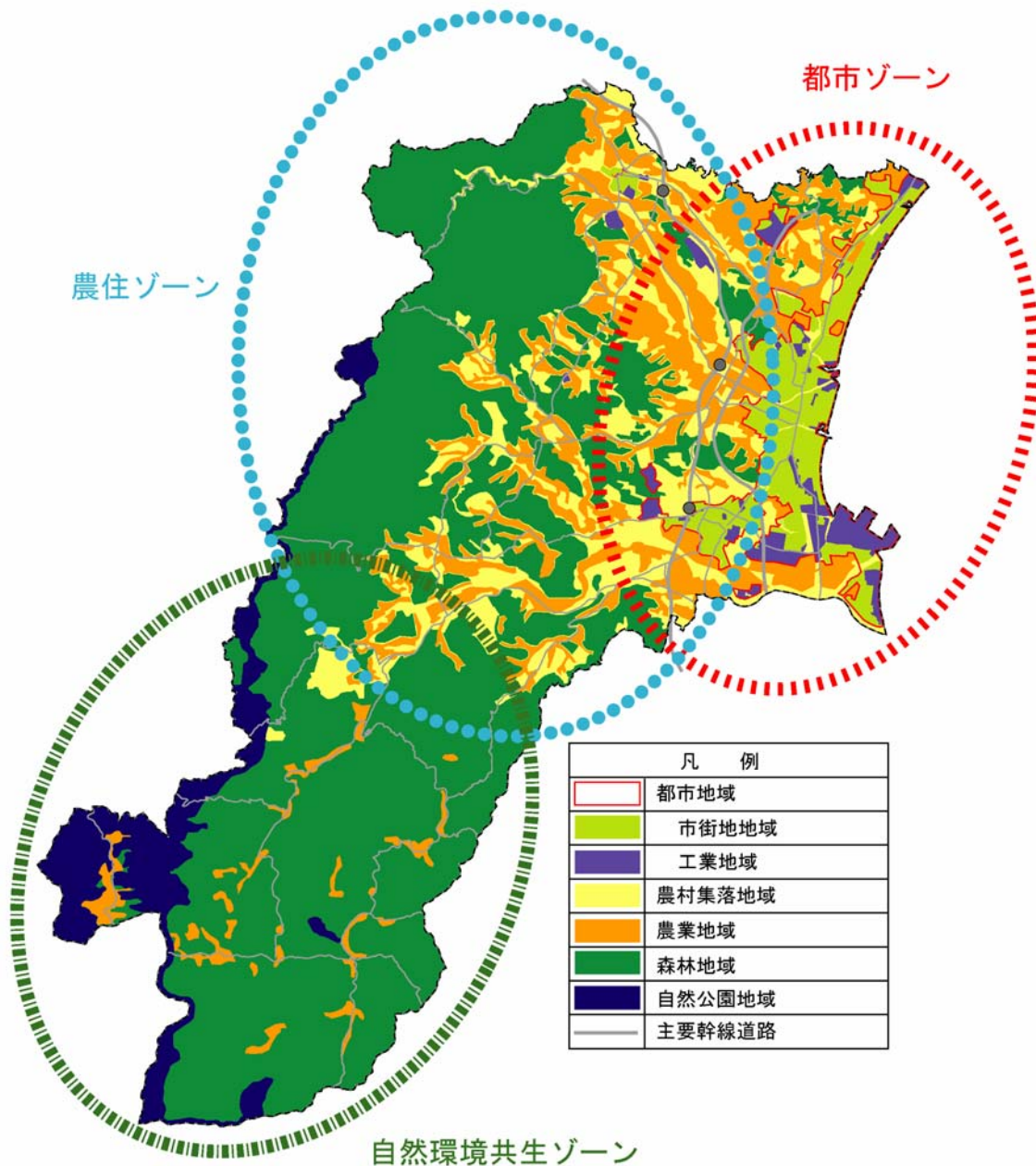
【自然環境共生ゾーン】

自然環境共生ゾーンには、緑豊かな森林を有し、特に西部の市境界付近には自然公園地域、特別保護地区及び特別地域に指定された区域があります。また、森林の多くは、スギ、ヒノキの植林地や薪炭材などを採取するために利用された落葉広葉

樹林（二次林）が占め、水源かん養、土砂災害や水害防止等の国土保全機能、多様な生物が生息する場としての生態系機能、さらには、レクリエーションや四季折々の美しい景観を提供する場などとしての公益的機能を有しています。しかし、林業の衰退や過疎化の進展などに伴い、地域の活力は失われつつあり、森林が持つ機能も低下しています。

このゾーンでは、豊かな自然環境を保全、活用し、これらが持つ公益的機能の維持増進を図りながら、林業や農業の振興、観光による人と人との交流、二地域居住や定住の促進などを通じて、自然の恵みを積極的に活かした空間の形成を進めます。

図 土地利用のゾーニング



3 まちづくり骨格の形成方向

土地利用の基本方針に基づくまちづくりの骨格形成にあたっては、地域資源を有効に活用しつつ、周辺地域との広域的な役割分担のもとに、新たな連携と交流の創出を図ることなどにより、県都としての成長可能性を追求していく必要があります。そのため、市内外のみならず、県域、さらには中部圏や近畿圏における国土形成の動きを展望しつつ、広域的なネットワークの拠点を配置、形成することで、本市の求心力を高めます。

ア 拠点の配置

広域的なネットワークの拠点は、広域連携軸としての幹線道路の沿線に配置することを基本とし、その形成にあたっては、既存の都市機能や自然資源を活用し、広域的にも魅力のある場として、多くの人々をひきつけ、本市の求心力を高めることができる機能の充実、強化をめざします。

【交流拠点】

県都の玄関口にふさわしい、多様な交流の拠点となる都市核として、津駅周辺地区、大門・丸之内地区、さらには津新町駅周辺地区までのエリアを位置づけ、都市活動を支える居住、商業・業務、教育、文化、交流などの多様な機能が複合化した拠点として機能整備を進めます。

また、久居駅周辺地区を副都市核として位置づけ、本市南部の玄関口として、都市核を補完する副次的な都市機能の整備を進めます。

さらに、新たな交流と活力を創出する拠点として、津なぎさまち及びその周辺を位置づけ、海の玄関口として世界に開かれた交流機能の向上とさらなる賑わいの創出の場となるよう取組を進めます。

【産業拠点】

本市における産業振興の拠点として、中勢北部サイエンスシティとニューファクトリーひさいを位置づけ、鈴鹿市、亀山市、四日市市など北勢地域に集積する産業との連携を図りつつ、企業立地を積極的に促進するとともに、国立大学法人三重大学等、高等教育機関などとの連携のもとに、産業間連携や産業育成の取組を強化し、研究開発型の産業基盤整備を進め、既存産業の高度化を図ります。

【新産業交流拠点】

津インターチェンジ周辺地区を、県都としての活性化を牽引し、本市の求心力を高める新産業交流拠点と位置づけ、中部圏や関西圏からの陸の玄関口、さらに、将来は新たな国土軸と国際軸が交わる玄関口にふさわしい新たな機能を誘導し、圏域内外との交流を展開する拠点として整備をめざします。

また、中勢北部サイエンスシティ等における企業立地の動向を見極めつつ、中心

市街地の活性化にも波及効果をもたらす新たな産業機能の受け皿づくりをめざします。

さらに、美杉地域をはじめとした中山間地域においては、バイオマスを活用し、環境保全や雇用の創出など、中山間地域の活性化の拠点となる地域循環型産業の新たな拠点の形成をめざします。

【歴史文化拠点】

本市が有する歴史文化の魅力を磨き上げ、全国的に発信する拠点として、一身田寺内町、津城跡（お城公園）周辺、多気北畠氏城館跡周辺地区を歴史文化拠点と位置づけ、歴史文化環境の保全とこれを活かした市民参画型のまちづくりを進めます。

また、これらの拠点の集客性を高める観点から、関係自治体などとの連携のもとに、歴史街道を活用した広域的な文化ネットワークの形成を進めます。

【レクリエーション拠点】

豊かな自然環境などを活かして、保養、レクリエーションの機能を高めるため、榊原温泉、青山高原、経ヶ峰、錫杖湖周辺、君ヶ野ダム周辺、御殿場海岸、香良洲海岸をレクリエーション拠点として位置づけ、周辺環境の整備や四季折々の景観が楽しめるイベントの開催などを通じて、中部圏、関西圏を中心に多くの人々が訪れる拠点としての魅力の向上を図ります。

イ 広域交通ネットワークの形成

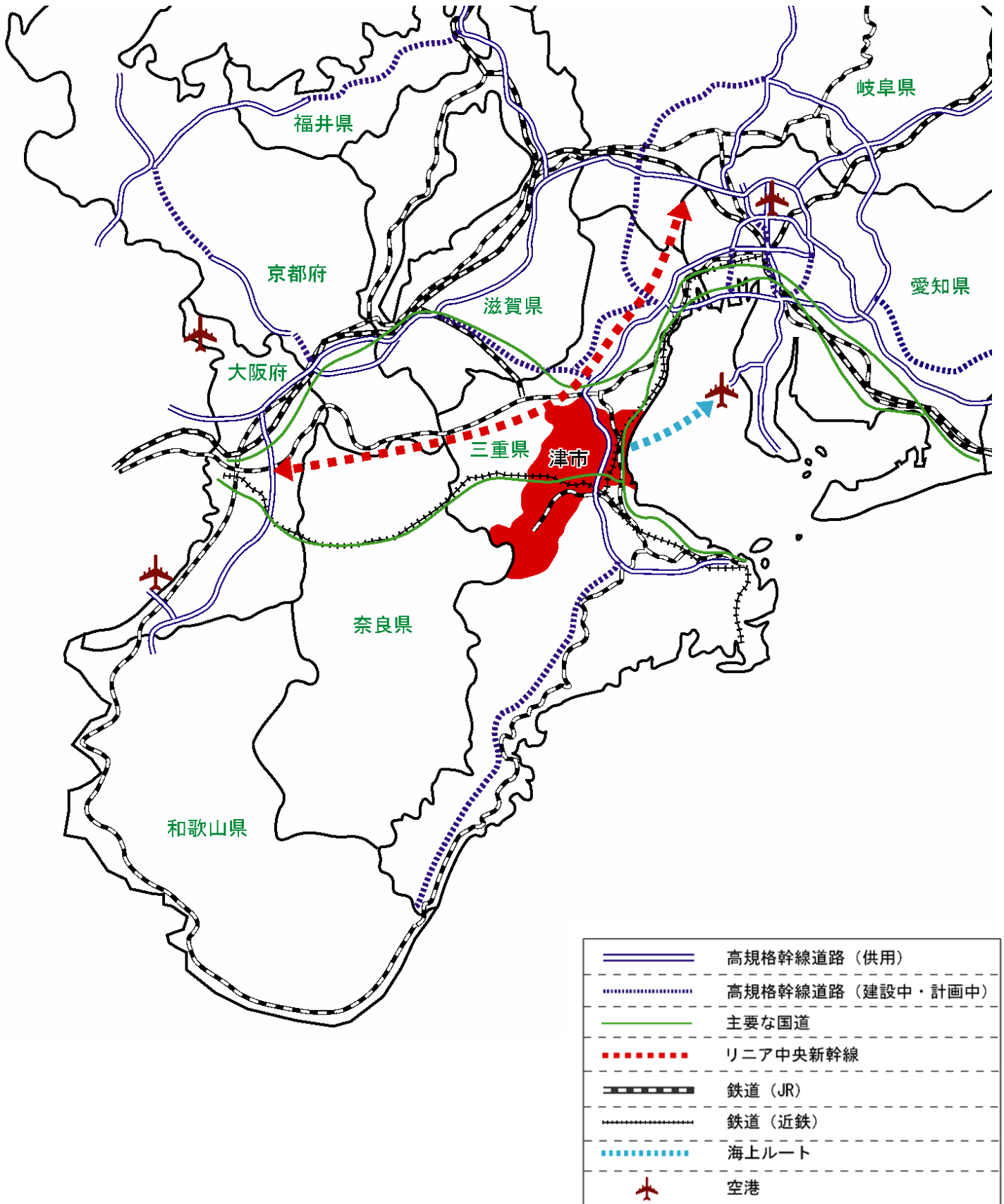
本市のまちづくりにとって、総合的な広域交通ネットワークの形成が不可欠となります。

このため、本県の北勢地域、南勢地域、あるいは中部圏、関西圏との連携を可能とする鉄道網や広域幹線道路網はもとより、世界とつながる中部国際空港や県内通過が予想されるリニア中央新幹線、第二名神高速道路などを結ぶ広域連携軸の充実、強化をめざします。

また、市域における各地域間の移動を円滑化し、すべての市民が都市的サービスを楽しみ、本市の生活圏域、経済圏域の一体性を高めるため、域内の道路交通網の形成等を通じて、環状放射型の道路交通体系の確立をめざします。

さらに、自動車交通の利便性にとどまらず、新たな公共交通サービスの導入可能性についても研究しつつ、バスや鉄道などの公共交通の有機的な連携や、地域の特性に合ったコミュニティ交通の導入など、市民の誰もが移動のしやすい総合的な交通ネットワークの形成をめざします。

図 主要な広域交通体系



第4章 まちづくりの施策体系

まちづくりの目標を達成し、将来像を実現するため、次の施策体系に沿って、事務事業の効果的な推進を図ります。

なお、合併協議において市町村間の合意事項として本市に引き継がれた20事業については、施策体系に位置づける分野別の取組方向に沿って、重点プログラムや基本計画等において事業のあり方を検討し、具体化のうえ、効果的な推進を図ります。

1 美しい環境と共生するまちづくり

(1) 循環型社会の形成

ごみの減量や適正な処理、さらには資源の循環利用や環境改善のルールづくりなどを通じて、持続可能な循環型社会の形成をめざします。

- 地域における資源の循環的利用を推進するため、リデュース（廃棄物の発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）の3R運動など、ごみゼロ運動の積極的な展開や、再生資源の利用拡大などを図ります。
- 廃棄物等の適正な処理を推進するため、環境に配慮した安全で安心な処理方式の採用による新最終処分場の建設を推進します。
- 環境への負荷の少ない社会の形成を図るため、効率的なエネルギー利用や省エネルギー対策の推進、風力を利用した発電などの新エネルギーの利活用を推進します。
- 行政が環境改善のためのルールを確立し、率先的に実行するとともに、市民が自主的に環境行動に取り組むための拠点を整備しつつ、市民・事業者・行政のそれぞれが役割分担と責任を認識し、連携して環境行動を実行する社会の形成に努めます。
- 美しい環境づくりは、市民がこぞって参加することにより実現できるものであるとの観点から、ごみ問題、自然環境保全、地球温暖化防止など環境問題への市民の意識高揚と環境活動への参加を促すため、さまざまな機会を通じた環境教育を充実します。

(2) 次世代に残す自然環境の保全

環境活動の推進や、環境保全対策の充実を図ることにより、恵まれた自然環境を保全し、次世代へと継承していきます。

- 地域特性に応じた多様な自然環境の保全を図るため、造林、間伐等による森林整備や水源かん養など長期的視野に立った森林環境保全を進めるとともに、さまざまな生物の生息や生育などに配慮した、河川や海岸などの水辺環境、田園・里

山の保全などを推進します。

- 自然環境を守り、育てるため、大気、水質等の環境調査を継続的に実施し、その結果を公表することによって環境情報の共有化を図りながら、市民・事業者・行政がみずからの責任において行う取組や、それぞれの主体が一体となった環境保全活動への取組を推進します。

(3) 快適な生活空間の形成

地域の特性を活かした定住環境の整備や景観の創出など、快適な生活空間の形成をめざします。

- 良好な市街地の形成を図るため、計画的な整備に努めるとともに、密集した住宅地などにおける居住環境の改善と快適な生活空間の形成をめざし、土地の合理的かつ健全な利用と都市機能の更新を進めます。
- 良好な住環境の形成をめざし、市街地においては、地区計画制度の活用促進などを通じて、建築物の形態や用途等の土地利用規制の適用を行います。市街地周辺等における既存の集落については、自然環境との調和を図りながら住環境の整備を進めます。また、新たな住宅地の供給については、住宅需給の動向を勘案しながら計画的な誘導調整に努めるほか、公営住宅の計画的な改善・改修等を図ります。
- 良好な景観の形成を図るため、自然資源、歴史的資源等の保存と活用を図りつつ、地域特性を活かした美しい生活空間の創造に努めます。また、建築物等についても、良好な景観を形成する観点に立った誘導を図ります。
- 公園については、良好な景観を備えた地域の形成やニーズの変化を考慮しつつ、身近なスポーツ・レクリエーションや市民交流の場として、市民が安全で快適に利用できる場の確保を図るなど、適正な維持管理と計画的な整備を進めます。また、河川、海岸、池沼等についても親水空間としての形成を促し、多様な活用を図ります。さらに、緑地の適正な保全を図るとともに、市民等の協力のもと緑化を推進します。

(4) 生活基盤の整備

将来にわたる安全で快適な日常生活の実現をめざし、恵まれた環境を最大限に活かしながら、上水道、下水道、生活道路などの生活基盤の整備を進めます。

- 上水道については、水源の保護や計画的な浄水・配水施設などの整備を進めるとともに、河川流域の環境保全や水質管理の強化などを通じて、安全で良好な水質の確保に努めます。簡易水道については、上水道での給水が困難な地域

における計画的な施設整備を図ります。

- 生活排水については、流域関連公共下水道など公共下水道の整備をはじめ、農業集落排水施設の整備、合併浄化槽の設置等を促進するなど、伊勢湾や河川など公共用水域の水質の保全や生活環境の向上を図ります。また、雨水排水については、都市下水路等の雨水幹線や排水施設の整備を進め、浸水の防除に努めます。
- 市民の日常生活を支える生活道路については、安全性の確保や利便性の向上を図るため、狭い道路の拡幅整備などを行うとともに、バリアフリー化等によって、すべての人に優しい道路空間の創造に取り組みます。
- 斎場については、現有施設が老朽化しているため、新斎場の建設に向けた取組を進めます。

2 安全で安心して暮らせるまちづくり

(1) 安全なまちづくりの推進

地震、風水害等の自然災害に対し、地域特性に応じた防災機能の向上を図りつつ、消防体制の整備を進めるとともに、交通安全対策や防犯活動の充実を図るなど、安全なまちづくりを進めます。

- 各種の災害から市民を守るため、今後予想される大規模な地震時において、火災発生により延焼の可能性が大きい密集市街地等については、延焼防止が可能な市街地の形成に努めるとともに、海岸部では津波、液状化等の災害に備えた施設の整備、山間部では急傾斜地等の土砂災害対策などの促進に努めます。また、防災行政無線の整備、住宅、水道、公共建築物などの耐震化に努めるほか、緊急時における伊勢湾ヘリポートの利活用を促進するなど、災害に強いまちの形成をめざします。
- 森林の水源かん養機能の向上や土砂災害対策、上流から下流までの一体的な河川整備、海岸堤防の改修など、地域特性に応じた総合的な治山治水対策の推進を図ります。
- 消防需要や様々な災害に的確に対処するため、防災拠点となる消防庁舎の耐震化や消防設備の計画的な整備・更新など、消防力の維持・向上を図ります。また、災害時等における対応能力を強化するため、人材の育成・確保や資機材の整備、関係機関との連携を進めるなど、消防力の適正な配置に留意しながら、消防体制の充実を図ります。また、消防無線のデジタル化や消防の広域化など消防を取り巻く広域的な課題に対しては、国、三重県等の関係機関と連携した取組を進めます。
- 地域における防災体制を強化するため、地域消防のかなめとなる消防団の充

実や自治会等を中心とした自主防災組織の育成を図るとともに、自主防災活動や被災者の避難に備えた災害用資機材、備蓄品の配備に努めます。

- 子どもや高齢者などの交通弱者に配慮して、交差点の改良や歩車道の分離など交通安全施設の整備を進めるとともに、交通安全意識の高揚に向けた取組を進めるなど、交通安全対策を推進します。
- 防犯意識の高揚を図るとともに、地域社会を核として、警察などと連携した防犯活動を充実し、犯罪が起こりにくい地域づくりを進めるなど、防犯対策を推進します。
- 消費者の保護を図るため、消費生活センターにおける相談活動や相談者への情報の提供、啓発活動など、消費生活に関する総合的な取組を進めます。

(2) 生涯を通じての健康づくりの推進

豊かな人生の実現をめざし、市民自らの健康づくりを積極的に支援し、乳幼児期から高齢期に至る生涯を通じての健康づくりを推進するとともに、地域医療体制の充実を図ります。

- 市民一人一人が健康づくりへの意識をもち、自ら健康管理ができるよう、正しい知識の普及と情報提供のもと、病気の発生そのものを予防する健康的な生活習慣づくりを推進します。また、健康教育、健康相談、保健指導の充実を図ることにより、生活習慣病の予防に努めます。さらに、ヘルスボランティアの育成や、市民参加による健康づくりのネットワークを広げ、健康づくりの活動の場を増やしていきます。
- 医療機関と連携し、初期救急から三次救急に至る救急医療体制の充実を図るなど、どこでも誰でも安心して医療が受けられる体制づくりに努めます。また、国立大学法人三重大学医学部付属病院の再編整備に合わせた救命救急センターの設置を促進するとともに、成人を対象とした初期救急医療の拠点施設整備に取り組むなど、地域医療体制の充実を図ります。

(3) 地域福祉社会の形成

市民が共に生き、支えあいながら安心して暮らせる地域福祉社会の形成に向けて、地域における福祉活動の充実をはじめ、高齢者、障がい者、児童等の福祉の充実を図ります。

- 子どもや高齢者、障がい者が地域の中で支えられ、安心して暮らせるように、社会福祉協議会をはじめとする各種関係団体と連携し、地域で支えあう福祉のネットワークづくりに取り組むなど、ノーマライゼーション理念の普及を図りながら、地域福祉の充実を図ります。

- 高齢者が住み慣れた地域で安心して自立した生活が送れるよう、在宅福祉や生活支援の充実を図るとともに、地域における健康づくりや生きがいつくり活動を促進します。また、介護サービスをはじめ、様々なサービスが高齢者のニーズや状態の変化に応じて切れ目なく提供されるよう、地域包括支援センターの充実・強化など地域ケア体制を充実するとともに、介護保険制度の適正な運用などにより、高齢者福祉の充実を図ります。
- 障がい者の住みやすい環境づくりのために、在宅福祉サービスや生活相談機能の充実を図るとともに、自立と社会参加を促進するため、各種支援施設の充実や障がい者に対する地域社会の理解と支援を広めるための啓発活動を充実するなど、障がい者福祉の充実を図ります。
- 子どもの健全な育成を図るため、子育て相談事業の充実や多様なニーズに応じた保育サービスの充実、さらには就学前教育の観点も踏まえながら、保育所と幼稚園との連携に努めるとともに、子育て不安の解消に向けた地域における子育て支援を促進し、安心して子どもを生み育てられる環境づくりを進めます。また、保育施設の改修・整備など保育環境の向上に努め、児童福祉の充実を図ります。さらに、関係機関との連携による児童虐待の防止、療育教育センターの充実など、児童や保護者への支援体制の強化を図ります。
- 母子世帯等の経済的自立と生活の安定を支援するため、就業に効果的な技能習得の支援や関係機関と連携した就労の促進を行うほか、子育て支援に関する事業の活用や母子福祉資金貸付制度の利用、相談体制の充実に努めるなど、母子・父子の福祉の充実を図ります。
- 市民の健康と生活を支える国民健康保険制度の健全な運営に向けて、保険料の適正な賦課と安定的な収納の確保、医療費の適正化に努めるとともに、各種健康診査などによる疾病の予防、早期発見等の保健事業を推進します。
- 市民の医療費負担の軽減により福祉の増進を図るため、福祉医療費助成制度の維持と適正な運用を図るとともに、少子化対策として不妊治療費助成制度を継続するなど、福祉医療の充実を図ります。
- 生活に困窮する相談者に対して、適切な助言、指導を実施していくため、各関係機関と連携を強化し、支援体制の充実に努めるなど、低所得者福祉の充実を図ります。

3 豊かな文化と心を育むまちづくり

(1) 生きる力を育む教育の推進

未来の津市を担う子どもたちの豊かな心を育む学校教育の充実に努めるとともに、学校、家庭、地域という子どもたちを取り巻く教育環境を適切に整えるなど、

確かな学力と生きる力を育む教育を推進します。

- 質の高い幼児教育により、子どもたちの心と身体の成長をサポートし、集団生活を通して考える力やコミュニケーション能力を育むとともに、少子化に伴う様々なニーズの変化に対応した幼児教育や子育て支援のあり方を検討するなど、幼児教育の充実を図ります。また、園施設の耐震補強など、安全で快適な環境の整備に努めます。
- 学校教育の充実を図るため、学校・家庭・地域の連携のもと、地域に開かれた学校づくりを進めながら学校経営の質の向上を図るとともに、小・中一貫教育、幼・小の連携推進などを通じ、地域に根ざした特色のある教育に取り組み、子どもたちの連続した生きる力の育成を図ります。また、学校施設の耐震化のための補強や老朽化などの対策として、計画的な改築や改修を行うとともに、食育の充実を図るため、中学校給食の早期実施に向けた取組を進めるなど、安全で良質な教育環境の確保に努めます。

(2) 高等教育機関との連携・充実

高等教育機関が集積する地域特性を活かした有為な人材の育成や、知的資源の地域への還元を促進するなど、高等教育機関との連携充実を図ります。

- 国立大学法人三重大学をはじめとする高等教育機関が有する知的資源の一層の地域への開放を促進するなど、市民文化の向上と地域の活性化を図るとともに、産学官の連携を促進するなど、高等教育機関と連携したまちづくりを進めます。
- 津市立三重短期大学においては、教育ニーズに対応した主体的で特色のある取組を推進する観点から、独立行政法人化など時代に即した設置運営形態のあり方の検討を進めるとともに、教育内容や教育環境の充実に努めます。また、図書館などの施設開放や公開講座等による生涯学習機会を拡充するとともに、地域のシンクタンクとしての機能充実、産学官連携、市内の大学との連携による地域貢献への取組などのための拠点づくりを進め、地域に根ざした高等教育機関をめざします。

(3) 生涯学習スポーツ社会の形成

市民一人一人が生きがいのある豊かな人生を送るために、生涯学習活動の充実、スポーツの振興、青少年教育等を通じて、いつでもどこでもだれでも学習できる、生涯学習スポーツ社会の実現をめざします。

- 幅広い年齢層の学習ニーズに対応した多様な学習機会を提供していくとともに、社会教育関係団体やボランティア活動団体等の活動を支援し、地域で活躍

する人材の育成に努めます。また、必要に応じていつでも自由に学習機会を選択できるよう情報提供の充実を図り、市民の自主的な生涯学習活動を促進します。公民館等の社会教育施設については、その機能を効果的に活用し、市民センター等の生涯学習関係施設との連携、統合を進めるなど、市民にとって利用しやすい生涯学習環境の充実を図ります。

- 市民が、生涯にわたって健康で豊かな生活を送るために、スポーツ・レクリエーションの推進を通じて、健康づくりや競技力の向上を図るとともに、コミュニティのつながりを深めます。また、市民のスポーツ・レクリエーション活動の場として、既存施設を有効利用するとともに、利用ニーズに応じた機能の拡充を図りながら、県都にふさわしい総合的なスポーツ施設の整備を進めるなど、誰もがスポーツ・レクリエーションに取り組める環境づくりを進め、生涯スポーツの充実を図ります。
- 家庭や地域、学校、行政などの相互連携による、青少年の健全育成のための環境づくりに取り組むとともに、家庭教育の推進や青少年育成団体との協働のもとに、地域での交流活動を通じて家庭や地域社会の教育力の向上に努めるなど、青少年の健全育成を図ります。

(4) 文化の振興

地域に根ざした個性的な文化の発展を図るために、地域の歴史文化の保存・継承活動により地域固有の文化を育むとともに、市民の自主的な芸術文化活動を促進し、多様で新しい文化が創出される環境づくりを進めます。

- 県都としての文化の拠点性を高めるため、三重県の「新しい博物館」の本市への整備を促進するとともに、文化施設のネットワーク化や機能分担を図りつつ、市民の文化や芸術に対する自主的な活動を促すなど、地域に根ざした個性的な文化・芸術・創作等の環境づくりを進め、文化、芸術活動の充実を図ります。
- 藤堂高虎公の入府 400 年などを契機とし、本市の有する歴史的資源を活用した市民参加のまちづくりを進めるため、津城跡（お城公園）や一身田寺内町、多気北畠氏城館跡周辺地区をはじめとする貴重な有形・無形の文化財や歴史遺産、伝統芸能などその保存と伝承に努めるとともに、関係自治体などとの連携し、歴史街道を活用した広域的な文化ネットワークの形成を進めます。また、市民ボランティアの育成・連携を図りながら、誰もが歴史や文化に触れあえる地域学習の場として活用するとともに、市内外への啓発を行うなど歴史的資源の保存と有効活用を図ります。

(5) 人権尊重社会の形成

市民の誰もが、一人一人の人権や個性などを大切にし、平和で互いを尊重しあえる社会の形成をめざします。

- 「人権が尊重される津市をつくる条例」の理念に基づき、市民の人権に対する正しい理解と認識を深めるため、広報啓発活動を積極的に展開するとともに、関係機関と連携した相談支援体制の充実を図ります。また、人権尊重の精神を貫き、あらゆる差別を許さない意思を持ち、実践力に富む人間育成をめざした人権教育を推進するなど、すべての人々の人権が尊重される明るく住みよい社会の実現をめざします。

4 活力のあるまちづくり

(1) 自立的な地域経済の振興

先端的な新規産業の創出を促進するとともに、既存産業の活性化、地元産業の育成を図ることなどにより、就業の場の確保と産業経済活動の拠点性の向上に努めます。また、地域の特性を活かした産業の新たな振興方策を講じるとともに、多様性を持った各地域がそれぞれの特性を高めあうことにより、自立的な地域経済の振興を図ります。

- 農業については、優良農地の保全、用排水路や農道など農業振興のための基盤整備を進めます。また、農業を取り巻く社会情勢等の急速な変化に対応しつつ、効率的かつ安定的な農業経営を育成するとともに、耕作放棄地の防止のための農用地の利用集積や地域特産物のブランド化、地産地消の推進により農業経営基盤の強化を図るなど、農業の振興を進めます。さらに、市民の農業への理解を深めるため、体験型の市民農園や観光農園などの整備を促進します。

- 林業については、健全な森林を育成するための間伐等の森林整備の促進や林道整備を進めるとともに、地域産木材のブランド化を図るなど活用拡大のための取組を進めます。また、遊休林を活用した森林環境教育、森林を活かしたグリーンツーリズムの拡充などを通じて森林の公益的、多面的な機能に対する市民の理解を深めながら、森林の積極的な保全、活用を図りつつ、林業の振興につなげます。

- 水産業については、資源管理型漁業の振興や特産物のブランド化を図るとともに、生産拠点となる漁港等については、関係団体との協議・調整のもと、諸施設の整備や改修などに努めます。

- 中勢北部サイエンスシティ、ニューファクトリーひさいについては、本市における産業を牽引する拠点として、亀山市など広域的な産業連携を図りつつ、産学官連携のもとに様々な取組を強化し、研究開発型産業基盤の整備を進めるなど、

先端的産業等の企業立地の促進と既存産業の高度化を図ります。

- 県都としての活性化を牽引し、本市の求心力をさらに高めるため、新たな連携と交流を創出する産業の集積や都市機能の充実、さらには人口減少が進む中山間地域の活性化を図る観点から、交流と定住を促進する新たな産業交流拠点の形成などに取り組みます。
- 工業の振興については、工業団地や工場適地への企業立地を積極的に進めるとともに、産学官連携のもとに、産業育成の取組を強化し、既存産業の高度化やベンチャー企業の活動支援、中小企業等による新分野進出、新製品の開発等を促進することにより、地域産業の競争力の強化等を図ります。
- 商業の振興については、魅力ある商業空間を創造していくため、商工会議所、商工会、商店街組合などが行う環境整備や特色ある個店づくり、イベント等への支援による賑わいづくりなどを通じて、商業環境の整備を進めます。また、地場産業や中小企業の近代化、経営の安定化を促進します。
- 時代を担う若者に魅力ある就業の場を提供できるよう、産業拠点の形成や工場適地への企業誘致等による雇用の創出を促進するとともに、地域産業を担う人材を確保するため、あのつピア起業家支援室を有効に活用するなど、技術者や労働者等の人材の育成に取り組みます。
- 安定した雇用の確保と労働環境の改善が図られるよう、事業者、勤労者団体等へのはたらきかけや啓発活動の推進などに努めます。また、ニート、フリーターの活用促進、団塊の世代の能力活用に取り組みます。

(2) 交流機能の向上

都心の再生や広域的な交流拠点の形成に努めるとともに、交通ネットワーク、情報ネットワークの形成により、新たな連携の機会を拡大しつつ交流機能の向上を図ります。

- 本市の交流拠点となる津駅周辺地区、大門・丸之内地区、さらには津新町駅周辺地区においては、良質な民間集合住宅等の建設などを通じて都心居住を促進するとともに、津城跡の周辺整備や訪れやすい環境の整備、充実など、賑わいのある中心市街地の再生を図ります。また、久居駅周辺地区については、駅前の利便性を活かし、民間活力の導入も視野に入れつつ、市民の利便や賑わいにつながる機能を導入するなど、副次的な都市機能の整備を推進します。
- 円滑な道路交通の実現をめざし、第二名神高速道路など新たな国土軸や国道23号中勢バイパスの整備など広域的な幹線道路の整備を促進するとともに、本市の生活圈域さらには経済圏域の一体性を高める観点から、3つの環状道路と、都心核及び副都心核から放射状に伸びる幹線道路によって形成される環状

放射型の道路交通体系の形成や生活道路の整備に取り組みます。

- 津なぎさまち及びその周辺については、本市の貴重な資源である海を活かした新たな交流と活力を創造する拠点として、さらなる賑わいの創出の場となるよう、周辺地区も含めたみなとまちづくりの推進に努めます。
- 市民の日常の移動手段を確保するため、民間バス路線と鉄道などの有機的な連携強化を図りながら、地域の実情に応じたコミュニティ交通の整備を進めるなど、誰もが移動しやすい公共交通網の形成をめざします。さらに、新たな公共交通サービスの導入可能性について研究を行うなど、持続的な公共交通システムの構築に取り組みます。
- 情報ネットワークについては、ICT（情報通信技術）の利活用を通じて、広大な市域における情報通信格差の是正等を図ります。また、地域情報センターやアスト情報センターなどの既存施設の機能を活用しつつ、電子自治体の推進に取り組むことで、市民の利便性の確保に努めます。

(3) 観光の振興

本市の豊かで多様な地域資源や交通結節点としての優位性を活かし、既存の観光資源を磨き上げ、観光地としての魅力向上を図るとともに、受け入れ態勢の充実などにより、交流人口の拡大をめざします。

- 本市の特性である海から山にかけての多様な自然環境や歴史文化に恵まれた資源を活かしつつ、観光地としての魅力を図るための環境整備やネットワークの形成をめざします。また、近年の多様な観光スタイルに合わせ、自ら参加する体験型観光や地域資源を活かしたまち歩きシステムの整備などに努めるとともに、伊勢市をはじめとした他都市との連携を推進し、広域でのネットワーク化を行うなど、関連施策と連携した総合的な取組を推進します。
- 観光地としての知名度を高めるため、各種イベントを効果的に活用するとともに、東京事務所などの機能を活かした多様な観光情報の発信の強化に取り組みます。また、各種研修会の開催などを通じて、観光ガイド等の人材育成を図り、来訪者が心地よく過ごすことができる「おもてなしの心」の醸成に努めます。
- 津競艇場については、地方財政に貢献することを目的に、安定的な収益が確保できる経営体質づくりに取り組むとともに、観光とも連携した来場促進を通じて、交流人口の拡大を図ります。

5 参加と協働のまちづくり

(1) 市民活動の促進

市民活動の高まりによる新たな活力と魅力の創出をめざし、自治会等のコミュニティ活動やNPO、市民団体等のボランティア活動をはじめ、地域における身近な交流から国際的な交流にいたるまでの様々な市民活動の促進を図るとともに、誰もが社会参加しやすい環境づくりに向けた取組を進めるなど、豊かな市民社会を醸成します。

- コミュニティ活動を促進するための環境整備を進めるとともに、地域リーダーの育成や自治会をはじめとする様々なコミュニティ活動への支援、ボランティア、NPO等との協働によるまちづくりに努めるなど、市民活動の促進を図ります。また、市民の一体感の醸成を図る観点から、活動団体間の情報共有やネットワークづくりに取り組むなど、市民交流の促進を図ります。
- 国内の都市間交流はもとより、姉妹都市や友好都市との国際交流事業を推進し、市民レベルの交流を支援するとともに、多文化共生社会の実現に向けて、外国人居住者に対するコミュニケーション支援、生活支援などを進めます。
- 男女共同参画社会の実現に向けて、男女共同参画推進条例の理念に基づき、市民、事業者の役割について啓発活動を行うとともに、さまざまな世代の男女が職場や家庭、地域などあらゆる分野でそれぞれの個性を發揮できるよう社会参画を支援します。また、仕事と家庭生活や他の活動との両立が図れるよう意識の浸透に努め、男女が互いを支え合い、いきいきと暮らせる男女共同参画社会の実現に取り組みます。
- 高齢者や障がい者ばかりではなく、妊娠している人、子育て中の人、子ども、外国の人などを含め、すべての市民が自由に社会参加のできるユニバーサルデザインの理念に基づくまちづくりを推進します。この考え方にに基づき、バリアフリー化による公共施設の整備・改修を順次進めるとともに、市民の意識高揚を図るため、普及啓発活動に努めます。

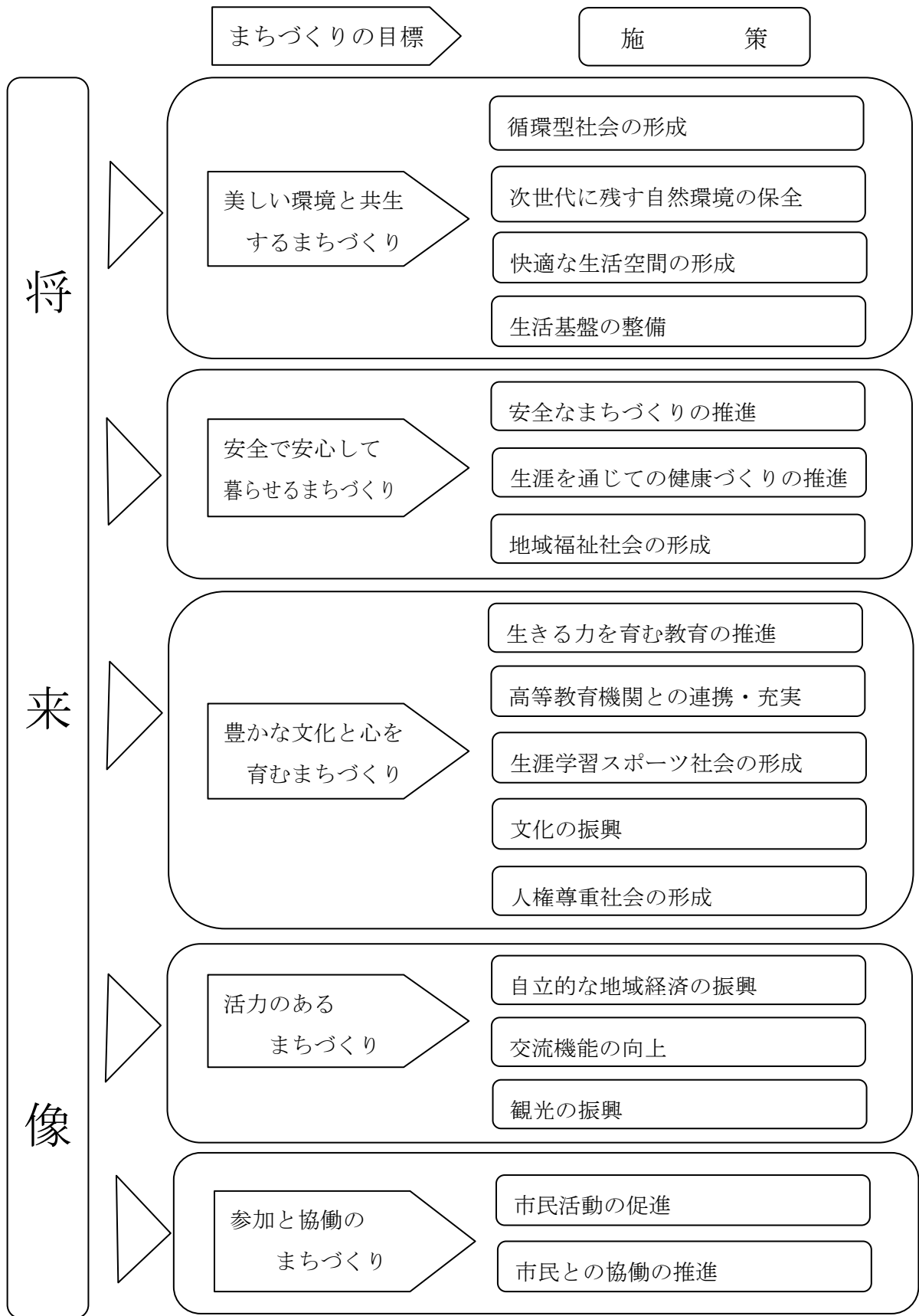
(2) 市民との協働の推進

地方分権時代を先導する自立性の高い津市を実現するため、積極的に情報公開と市民参加を推進するとともに、市民も主体的にまちづくりに参加し、市民と行政が責任を共有する協働のまちづくりを推進します。

- 行政情報をわかりやすく多様なメディアに提供するなど、すべての市民に向けた行政サービスの案内を充実するとともに、市民の意見が行政施策に反映できるパブリックコメント制度などを通じて、市民と行政との相互理解と信頼関係の構築を図る観点に立った、広報・広聴の充実を図ります。

- 市民に開かれた行政運営を行うために、様々な機会をとらえて、情報公開制度の目的、利用方法等について周知を図るとともに、市民が市政に関する情報を迅速かつ容易に得られるよう、情報公開の総合的な推進に努めます。
- 市民参加のまちづくりを進めるため、市民と行政がまちづくりについての互いの役割と責任を認識し、政策形成、実現過程における協働の機会を増やしていくとともに、協働の基本的なルール等を定める自治基本条例については、市民が主体となった検討を進め、その策定に向けて取り組みます。また、行政サービスの提供や地域の問題解決に市民が積極的な役割を果たせるよう、市民団体などへの活動支援を行います。
- 人と人とのつながりを大切にした協働のまちづくりを推進するため、限られた財源の中で、行政サービスの向上にさらなる創意工夫を凝らすとともに、協働の時代にふさわしいまちづくりのプログラムを編成し、重点的な推進に取り組みます。

図 まちづくりの施策体系



第5章 重点プログラムの編成とその展開方向

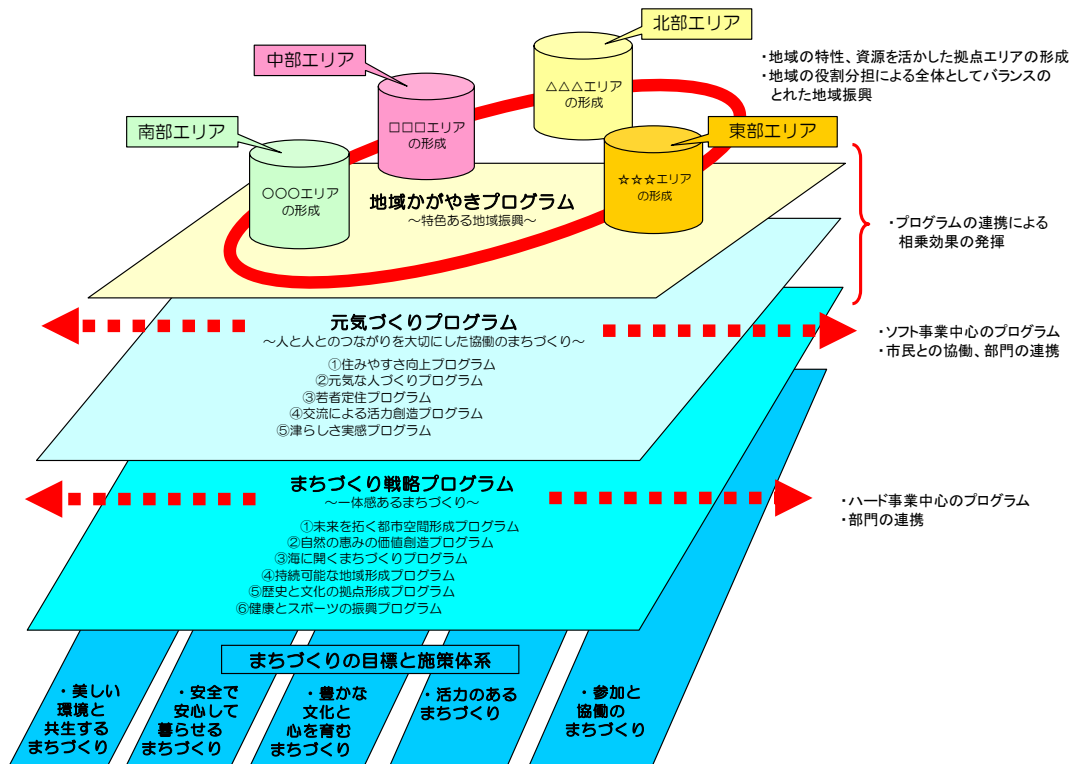
1 重点プログラムの編成

国、地方を通じた厳しい財政状況のもとで、本市の将来像を実現していくためには、事業そのものを目的化せず、事業の目的を市民生活の様々な局面からとらえ、まちづくりとして戦略的かつ重点的に推進していくことが必要です。

このため、重点プログラムとして、「まちづくり戦略プログラム」、「元気づくりプログラム」、「地域かがやきプログラム」の3種類の重点プログラムを編成します。これらのプログラムは、まちづくりの施策体系に基づく事業を効果的に組み合わせ、その一体的かつ総合的な推進に取り組むことで、事業間の連携と相乗効果を引き出そうとするものです。

なお、重点プログラムの推進にあたっては、総括する部局を明確にしたうえで、行政の関係部門における横断的な取組を進めます。

図 重点プログラムの体系

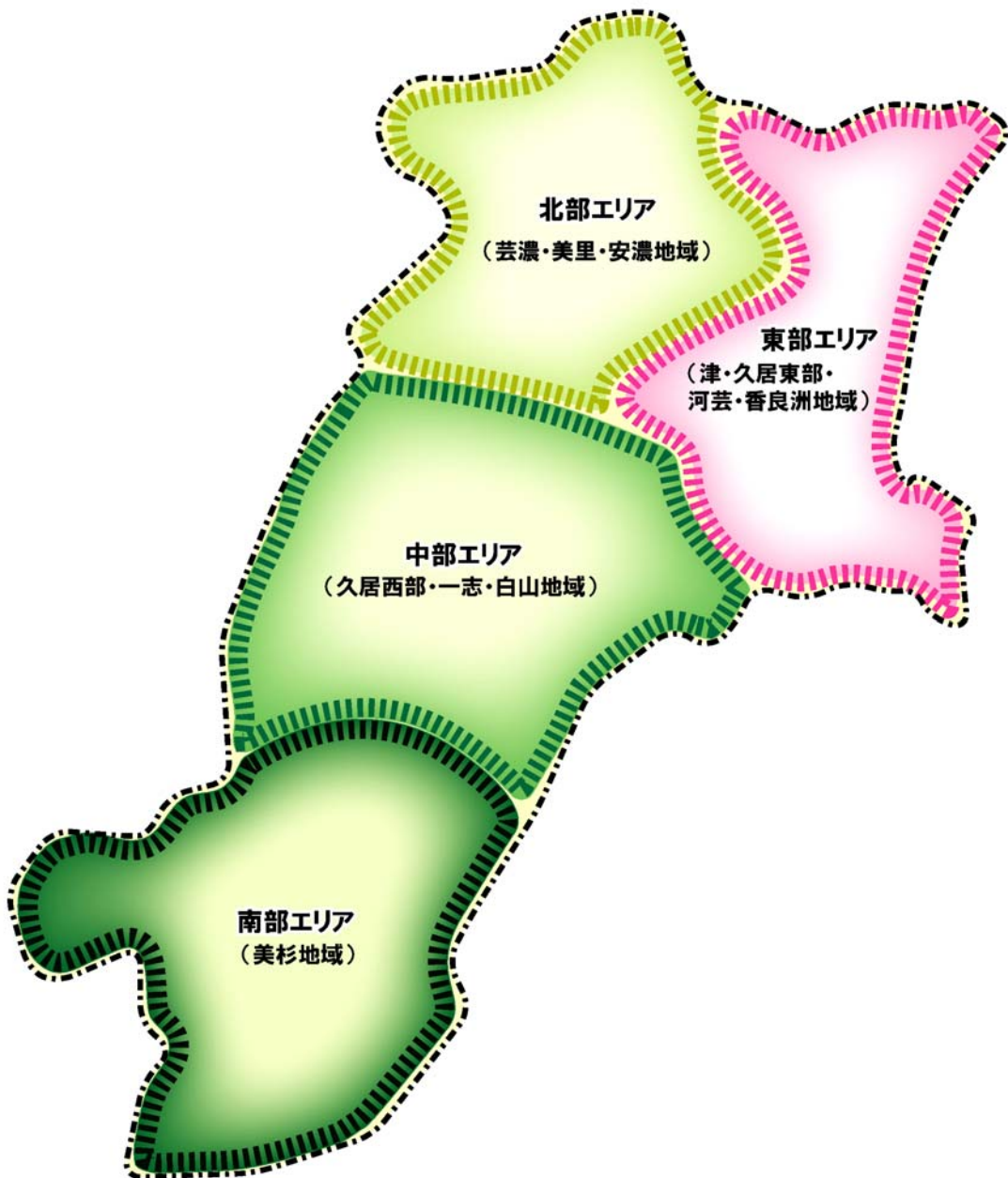


2 エリアの設定

地域かがやきプログラムの推進を通じた新たな地域連携の創出、さらには市民ニーズに応じた効果的な行政サービスを提供するため、市域に4つのエリアを設定します。

これらのエリアについては、土地利用の3つのゾーニングを基礎とし、生活圏のつながりや道路交通網の状況、さらには合併前の郡の区域、一体の都市づくりをめざす都市計画の区域、地域振興を図るうえでの適度なエリア規模などを総合的に考慮し、「東部エリア」「北部エリア」「中部エリア」「南部エリア」とします。

エリア図



3 重点プログラムの展開方向

(1) まちづくり戦略プログラム

まちづくり戦略プログラムは、一体感あるまちづくりを目的とするものです。まちを構成している市街地空間や山、川、海といった自然環境、市民の文化活動や健康づくり等の場となる公共施設などをまちづくりの資源として広域的かつ一体的にとらえ、その魅力や価値を高めていきます。このことによって、県都としての魅力と求心力の向上を図るとともに、質の高い暮らしの舞台空間を整えていきます。

① 未来を拓く都市空間形成プログラム

【検討中】

② 自然の恵みの価値創造プログラム

【検討中】

③ 海に開くまちづくりプログラム

【検討中】

④ 持続可能な地域形成プログラム

【検討中】

⑤ 歴史と文化の拠点形成プログラム

【検討中】

⑥ 健康とスポーツの振興プログラム

【検討中】

(2) 元気づくりプログラム

元気づくりプログラムは、人と人とのつながりを大切にした参加と協働のまちづくりを目的とするものです。協働の時代を展望し、市民と行政が情報を共有しつつ、市民の参加と協働による新しいまちづくりの仕組みを整え、地域や市民のニーズをできる限りきめ細かく充足していくことをめざします。また、市民がまちづくりに参加する機会を増やし、地域活動の活発化とつながりの輪を広げていくことで、元気な暮らしづくりと地域力の向上に結びつけていきます。

なお、本プログラムは、市民による自発的なまちづくりの実践や提案を取り入れていくことで、「成長するプログラム」としての発展、充実をめざします。

① 住みやすさ向上プログラム

【検討中】

② 元気な人づくりプログラム

【検討中】

③ 若者定住プログラム

【検討中】

④ 交流による活力創造プログラム

【検討中】

⑤ 津らしさ実感プログラム

【検討中】

(3) 地域かがやきプログラム

地域かがやきプログラムは、特色ある地域振興を目的とするものです。

まちづくり戦略プログラム、元気づくりプログラムとの連携を図りながら、4つのエリアに沿って、それぞれのエリアの特性や資源を活かし、個性が輝く地域づくりを進めます。また、エリア間の役割分担を明確にし、互いに補完し合うことで、全体としてバランスのとれた地域づくりに取り組みます。

また、このプログラムの成果を踏まえつつ、総合支所の区域を基礎とした新たな行政圏を検討し、地域づくりはもとより、暮らしに身近な行政サービスのより効果的な提供をめざします。

① 東部エリア

【検討中】

② 北部エリア

【検討中】

③ 中部エリア

【検討中】

④ 南部エリア

【検討中】

第6章 構想を推進するために

全国的にみても大規模な合併によって誕生した本市は、合併後、経常経費を中心に事務事業が肥大化し、厳しい財政状況に直面しています。合併が求められた背景には、国、地方を通じた財政状況の悪化がありましたが、合併を機に「これまでは・・・」という発想は捨て、行政の姿を新しい時代に適合したものに変わるとする視点に立った行財政改革の推進が不可欠となっています。本市には、新しい時代に柔軟に対応するために、重点プログラムの推進を通じて、市民生活のために効率的かつ重点的な行政投資を行う政策展開と、経営資源をより有効に活用し、行政の無理・無駄を排除する減量経営、この2つの要素を効果的に組み合わせた行政経営が求められているといえます。

これからの行政経営は、すべての職員が行財政改革の当事者となり、税金の使い方の費用対効果を高め、行政サービスをより効果的に提供していくことが必要です。

また、行政の常識や慣習にとらわれず、公開と参加の原則に基づいて行政の透明性を高め、市民とのパートナーシップに基づく行政経営をめざすことが必要です。

このため、中長期的な財政見通しのもと、本計画に基づくまちづくりを着実に推進するために、スピード感を持って行財政改革を推進し、健全な財政運営の確保をめざします。また、限られた経営資源を有効活用し、まちづくりを効率的かつ効果的に進める行政経営システムを構築するとともに、行政サービスの利便性の確保と行政コスト削減を両立する、電子自治体の推進に取り組みます。

1 行財政改革の推進による健全財政の確保

本市の財政状況は、依存財源の減収や人口減少社会の進展などにより、引き続き厳しい状況が続くことが予測されます。また、歳出については、少子高齢化対策などの社会保障経費の負担増や公債費の負担が高水準で続くことなどから、今後も財政需要は増大する傾向にあります。

このような財政状況の中で、重点プログラムを中心とするまちづくりを展開するためには、積極的な歳入の確保と徹底した行財政改革による財政構造の見直しを前提となります。

このため、効率的な地方政府への移行をめざし、人材育成の積極的な推進、民間との役割分担の見直しなどを進めながら、職員定員の大幅な削減や、指定管理者制度の活用、市場化テスト等を通じた事務事業のアウトソーシングなどに取り組むとともに、公共施設についてはその維持管理経費が大きな財政負担となっていることから、利用頻度が乏しく、老朽化が進んでいる施設を中心に、統廃合を含めた見直しに取り組みます。

さらに、市民がより主体的に地域振興に参画し、実践できるよう、総合支所についても、地域における行政サービスの拠点としての機能発揮という観点から、本庁と総合支所との役割分担の見直し、地域かがやきプログラムを通じた総合支所間の連携促進とこれを支える体制づくりなどに取り組みます。

また、職員一人一人が行財政改革の当事者として、常日頃からコスト意識をもって事務事業の改善、効率化を進めるとともに、民間との役割分担、市民とのパートナーシップを進める中で、行政の守備範囲を見直しつつ、時代に即した財政構造への変革を進めるため、行財政改革に取り組み、健全な財政運営の確保をめざします。

2 行政経営システムの構築

これからの行政運営は、実施した施策が計画どおり進んだかではなく、いかに市民のニーズに適合したか、あるいは市民の満足を得られたかという成果が求められるようになってきています。

このため、新しい公共経営の考え方を取り入れつつ、市民の満足度向上をめざした成果重視の行政経営システムの導入をめざします。

行政経営システムの構築にあたっては、全庁的な政策調整機能を高める観点からトップマネジメントの強化を図るとともに、各部門（総合支所を含む。）が一定の権限と責任のもとスピード感を持って事業を行う「自立型の事業部門」の仕組みを整えます。また、それに合わせて重点プログラムを対象とした政策評価、各部門が所管事業を自ら検証し評価する事務事業評価、この2つの評価を踏まえ、行政経営資源（予算・職員・組織・情報など）を有効活用する視点から、行財政の運営状況を評価する総合的な行政評価の仕組みを導入します。特に、政策評価については市民との協働に基づく重点プログラムの展開を市民自らが評価する協働型政策評価への発展をめざします。さらに、地方分権の進展に対応し、地方自治の充実を図る観点から、特例市への移行など自立性、独立性の高い行政経営の実現をめざします。

3 電子自治体の推進

本市は、合併により県内一の広大な市域を有することとなったため、行政サービスの利便性の確保とともに、行政の簡素化、効率化を同時に実現するためには、時間的・地理的な制約を克服できるICT（情報通信技術）の便益を最大限に活用していく必要があります。また、市民、NPO、コミュニティ、企業等との協働を進めるためには、地域の情報化などにより情報の共有化を図る必要があります。

このため、電子自治体の推進により、市内のどこにいても同じような行政サービスを受けられるようにするなど、市民の満足度が高い効率的な行政サービスの提供と、情報共有を通じた協働のまちづくりの進展をめざします。

(用語説明)

	主なページ	用語	説明
ア行	45	アウトソーシング	業務のうち専門的なものについて、それをより得意とする外部に委託すること。
	4	アクセス	接近という意味。または交通手段のこと。
	29	液状化	地震によって地盤が一時的に液体のようになってしまう現象。埋立地や河口など砂質の地盤で起こり、建物を傾かせたり沈ませたりする。
カ行	5	NPO	民間非営利組織。営利を目的とせず、自発的に社会的な活動を行う団体のこと。
	20	グリーンツーリズム	農山漁村で楽しむゆとりのある休暇のこと。豊かな自然と親しみ、地域の生活、伝統文化、人々とふれあってゆつくりと滞在することを目的とした旅のこと。
サ行	45	市場化テスト	公共サービスについて、官と民が対等な立場で競争入札に参加し、価格・質の両面で最も優れた者が、そのサービスの提供を担っていくという制度。
	32	シンクタンク	種々の分野の専門家を集め、政策決定や基礎研究、コンサルティングサービス、システム開発などを行う組織。頭脳集団。
	29	水源かん養	森林の土壌が雨水を吸収して水源を保ち、あわせて河川の流量を調節する働き。
	6	セキュリティ	安全。保安。
タ行	22	ゾーニング	各地域を用途別に区分すること。
	4	デバイス	コンピューター内部の装置や周辺機器など。
ナ行	20	二地域居住	都市住民が都市と農山漁村に滞在拠点をもち、双方を仕事や余暇で行き来しながら、ゆとりある生活を楽しむ新しい居住スタイルのこと。
	30	ノーマライゼーション	年齢や障がいの有無などにかかわらず、すべての人々が人間として普通の生活をおくるため、ともに暮らし、ともに生きる社会こそ、正常(ノーマル)であるという考え方。
ハ行	45	パートナーシップ	行政・市民・ボランティア団体・NPO・企業などが、対等な関係を結び、それぞれの得意分野を生かしながら、連携し協力し合うこと。
	24	バイオマス	家畜の排泄物、木くずなど、動植物から生まれた再生可能な有機性資源。燃料、発電、飼肥料などに利用する。
	37	パブリックコメント	行政機関が規則の制定や事業の実施などにあたり、原案を公表し、市民から意見・情報・改善案などを求める手続をいう。
	29	バリアフリー	日常生活をしていく上で妨げとなる障壁(バリア)となるものを除去するという意味で、段差などの物理的障壁の除去や、さらには、社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去ということ。
	30	ヘルスボランティア	地域、社会でのボランティア活動の一つで、健康・医療領域ニーズに応える自主的活動のこと
マ行	35	ベンチャー企業	専門的技術や知識を活かして、大企業が手がけていないような新事業や技術開発、情報処理などに取り組む産業。
	6	マルチメディア	文字・動画・静止画・音声など、多様な表現媒体をコンピューターを介して統合的に用いる情報媒体のこと。
ヤ行	18	ユニバーサルデザイン	「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障がいの有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人々が利用可能であるように製品・建物などをデザインすること。
	6	ユビキタスネット社会	「いつでも、どこでも、何でも、だれでも」がコンピューターネットワークをはじめとしたネットワークにつながることで、様々なサービスが提供され、人々の生活をより豊かにする社会。
ラ行	14	ライフスタイル	衣食住などの生活様式をはじめ、職業、居住地等の選択、会社とのかわり方などを含む広い意味での暮らし方、生き方。